

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十二号

(二〇〇)

昭和四十七年四月四日(火曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 堀川正十郎君

理事 山口 鶴男君

理事 門司 亮君

理事 高島 修君

理事 橋本登美三郎君

理事 村田敬次郎君

理事 細谷 治嘉君

理事 横山 利秋君

理事 和田 一郎君

出席國務大臣

自治 大臣 渡海元三郎君

國務 大臣 中村 寅太君

(國家公安委員) 會委員長

出席政府委員

警察庁長官官房 長 土金 賢三君

警察庁刑事局保 安部長 本庄 務君

警察庁交通局長 片岡 誠君

自治政務次官 小山 省二君

自治大臣官房參 事官 森岡 敬君

自治省財務局長 鎌田 要人君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官 加藤 隆司君

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

三月三十一日

辞任

桑名 義治君

補欠選任

宮井 泰良君

第一類第二号

地方行政委員会議録第十二号

昭和四十七年四月四日

同日

辞任 宮井 泰良君

補欠選任 桑名 義治君

四月三日

辞任 綿貫 民輔君

補欠選任 中馬 辰猪君

同日

辞任 中馬 辰猪君

補欠選任 綿貫 民輔君

同日

華山 親義君

補欠選任 細谷 治嘉君

同日

細谷 治嘉君

補欠選任 華山 親義君

四月一日

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇三三)

三月三十一日

市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する

請願(寺前巖君紹介)(第一九八八号)

同(柳田秀一君紹介)(第一九八九号)

同(寺前巖君紹介)(第二〇一八八号)

同(柳田秀一君紹介)(第二〇一九九号)

同(寺前巖君紹介)(第二〇五二二号)

同(柳田秀一君紹介)(第二〇五三三号)

同(寺前巖君紹介)(第二〇八七七号)

同(柳田秀一君紹介)(第二〇八八八号)

同(寺前巖君紹介)(第二二二三三号)

同(柳田秀一君紹介)(第二二四三三号)

同(西中清君紹介)(第二二四七号)

同(柳田秀一君紹介)(第二二四七号)

同(寺前巖君紹介)(第二二四七号)

同(柳田秀一君紹介)(第二二四七号)

同(寺前巖君紹介)(第二二四七号)

同(柳田秀一君紹介)(第二二四七号)

同(寺前巖君紹介)(第二二四七号)

同(柳田秀一君紹介)(第二二四七号)

同(寺前巖君紹介)(第二二四七号)

同(柳田秀一君紹介)(第二二四七号)

同(池田頑治紹介)(第二二二四号)

同(山本政弘君紹介)(第二二二五号)

同(和田春生君紹介)(第二二二六号)

自動車運転免許関連業者の生活権擁護に関する

請願(大野潔君紹介)(第二二二七号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する

請願(下平正一君紹介)(第二二七五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出

第七八号)

警備法(案内閣提出第八五号)

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する

法律案(内閣提出第五五号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十七年度分の地方交付

税の特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行

ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。堀川正十郎君。

○堀川委員 最初にちょっとお聞きしたいと思

うのですが、交付税の改正につきまして、今回提出

されておりますのは、昭和四十七年度分の地方交

付税の特例等に関する法律案となっております。四

十五年のときもこういう立法でありました。とこ

ろが、昨年は、地方交付税法の一部を改正する法

案となっておる。そこで、第何年度分の交付税の

特例というのと、ただ単に一般的な交付税の改正

というのとはどういうふうに通うのか。立法のし

かたというのですか、これの相違ですね。それを

まず最初にお聞きしたい。

○鎌田政府委員 これは、地方交付税法の一部を

改正する法律ということとこの場合改正をい

たしませんでしたのは、御案内のとおり、昭和四

十七年度に限りまず特例がございます。総額の特

例がございまして、それから沖縄県が復帰して

まいりますものですから、この沖縄県市町村に対

します特例、こういった特例を、四十七年度及

びそれに引き続きます五十五年度まで、あるいは

借入金金の返還期がございますと五十五年度まで、

設ける必要があるものですから、それで交付税法

の一部改正という形をとらなかつたわけござい

ます。交付税法の一部改正という形をとります場

合は、ことしのような、総額の特例なり、あるいは

限時的な特例というものを設けませんで、おの

ずから国税三税の三二%というものをもちて財政

がまかなっている。その場合におきまして、単位

費用等について改正を行なう。こういう場合に

交付税法の改正を行なう。こういうことになるう

かと思ひます。

○堀川委員 それでは、一言で簡単に言いました

ら、資金計画に上するものの変更がある場合、

その場合には特例の措置をとり、資金計画に關係

がなくて、ただ単に交付税を配付する場合、その

基準、単位費用と申すのですか、そういうような

ものの基準を改正する場合には交付税の一部改正

となる。大体そのように思っているのですか。

○鎌田政府委員 仰せのとおりでいいと思いま

す。四十七年度から四十七年度限りの総額の特例

等の措置を講ずる必要がある、臨時特例措置を講

ずる必要がある場合にそういう形をとる。こうい

うふうに御理解いただいてけっこうかと存じま

す。

○堀川委員 これは、私は大臣に聞きたいと思っ

ておったのですが、財政局長でひとつ御答弁をい

ただきたい。

昭和四十七年度も非常な不況でありまして、それ

に対するいろいろな措置が、大きい柱で三つ講ぜ

られた。ところで、それと同じ程度、もしくはそ

れより

一

れ以上の不況であると言われている昨年からことしにかけての不況であります。不況に對する自治省としての認識のしかたが、大蔵と自治との間では、不況に對する認識のしかたが相当違つてゐる。ということは、税制改正等を通じて、私いろいろ意見を聞いておりましたら、自治、大蔵の間で、不況に對する考え方が若干違つてゐるのです。そこで、四十年度の不況の現実と、それから四十六年、四十七年の不況の性質のとらえ方、これについての自治省の見解を一応聞いておきたいと思つたのです。これが一間。

それから、四十年のときには、不況は非常にきびしかったけれども、地方財政の決算を見ました場合に、結局それほど財政の落ち込みがなかったというふうになっております。そこで、この際非常に大事だと私が思ひますのは、四十六年から四十七年にかけての不況も、四十年のようによくましく言つておられるけれども、落ち込みはそれほどでもないというふうな安易な考え方が地方団体の中に若干なきにしもあらず。そう思う。各團にわたる地方団体の予算を見ますと、若干そういう気配もあるように思ふので、その落ち込みに對する見方。四十年の場合と四十七年の場合とは落ち込みのしかたがだいぶ違ふと私は思ふので、そういう点についての見通しをひとつお聞かせいただきたい。

○鎌田政府委員 御指摘のとおり、前同、昭和四十年から四十一年にかけては、経済の成長率というものがきつて鈍化をいたしまして、たしか五割を切つたのではないかと思ひますが、そのときにおきまして、御案内のとおり、地方税収入も五・三%しか見込めなかつたわけでございします。ところが、このときにおきましては、四十一年度に入りまして、すでに景気は回復に転じ、すみやかな上昇過程に転じたわけでございまして、四十一年度におきまして見込んだ税収よりもかなり大幅の増収というものが結果的にはあらわれたわけでございまして、四十二年以降は、税収に

おきまして二割程度の伸びというものが四十五年まで続いてまいつたというのがこの前回の状況でございました。

御案内のとおり、今度の四十六年の夏以来の不況というもののつきましては、これはいろいろ見方があるようでございします。ただ、私も、今度の国、地方を通ずる予算の編成課程においても、ここの秋口から景気は回復過程に転ずるのではないだろうか。最近、私も、もちろんいろいろとでございしますが、いろいろな情報を収集いたしておるわけでございしますが、景気の底入れ、たとえば在庫投資というものが大体減少の限界に來たといつたことを根拠にいたしまして、大体景気の底入れというものが終わつたんじゃないだろうか、したがつて、これから秋口にかけて上昇に転ずるといふ期待が持てるのではないだろうか、というふうな存じます。

ただ、問題は、かつて昭和四十二年から四十五年にかけては、交付税も、あるいは地方税も、年率大体二割程度で伸びてまいりました。こういう高い税収、交付税の伸び、したがつてその背景をなしますところの経済の成長率、実質で一三とか一四%の伸び。こういう時代というものは來ないのではないだろうかという認識を持っております。したがつて、かつてのような地方財政の規模の急激な連年の上昇拡大ということは、これは考えてもいけないし、あるいはまた見込みもしない。そういうことから、地方財政の長期的な計画的な運営というものを、これまで以上に強調をしてまいらなければいけないのではないかと、いふふうに考えておる次第でございします。

○塩川委員 四十年のときはやっぱり明るい見通しが將來においてはあつた。だからして、決算を見ましても、予想以上の増収になつたとなつたがおつちやつたとおり。そこで、四十七年の現在の不況においても、將來はまたよくなつていくんだ、いつかは取り返せるのだというふうな気持ちで相対的に思ふ。あなた自身もそういうこ

とをいま答弁しておられる。そういう考え方が、今度の四十七年度の地方団体の予算編成にあたつての財源補てん債というふうなものにあらわれてゐるのであつて、安易にこれによつていくという気持ちがあると思ふのです。ところが、私の見通しとしては、將來における経済の成長というものは鈍化してくるし、四十年において將來を見通したものと、四十七年において將來を見通したものと相当違つてゐると思うのですが、そういうものに対するきびしい認識と指導というものが足りないのではないかと。であるから、この四十七年度予算を見ましても、非常に安易な、いつかはこれは取り返せるのだというふうな気持ちが相当強いように思ふのですが、私は、そうはいかないのではないかと、だんだんと落ちてくると思う。そうであるとするならば、交付税対策というふうなものもひつくるめて、地方財政そのものにそういうきびしさというものを認識させて、そして、そのかわり、反面において、地方への財源をどうして確保していくかということを経済的に考えていくべきじゃないかと思ふのですが、そういう点からいふとおらないように思ふので、これに對するあなたの見解をひとつ聞きたいのです。

○鎌田政府委員 御指摘のとおりだと思います。私も、実は、ここの予算の計画、あるいはその前提となつて財政政策の論議をいたしております過程におきまして、いま御指摘になつたところのことを反省をしながら伺つておつたわけでございしますが、私も、景気の持ち直しは、やはり、これだけ大規模な景気の浮揚のための国の公共投資というものが行なわれる、あるいは社会福祉面での充実というものが行なわれるといったことによりまして、ここの秋以降上昇過程に転ずるといふことにつきましては、これは、一國の経済運営の姿をいたしまして、閣議決定等でも相なつておるわけでございしますし、そういう方向を前提にし、また、そういう方向に持つていくといふことを考えながら、地方財政もひつくるめまして財政の運営をしていかなければならないのでは

ないだろうかというふうに考えております。ただ、繰り返して申し上げるようでございしますが、これも、従来のような、実質一〇%をこえるような高い経済の成長というものは今後見込めない。この点は、私も、機会あるごとに地方団体の方々にも力説をいたしておるわけでございまして、いままでのように、交付税や税収がほうつておいても毎年毎年二割ずつふえていくという時代はもう來ませんよ、と言つてゐるわけです。そういう中で、減税の要求というものが強まるだろうし、あるいはまた社会資本の整備についての住民の方々の要求というものが強まる一方でございしますから、そういう中で、財源というものを、いかに効率的、重点的に、かつ長期的に、計画的に使つていくかということをお考え願ひたいと思ひます。おつちやいますように、景気の先行きというのは、これはまことに予測は困難なものと考えられるわけでございしますが、しかし、いつまでもこういう状態ではないのじゃないだろうか、やはり先行きは少しは明るくなつていくのではないだろうかという感じは、私も、ある意味においては、折りに似た気持ちで持つておるわけでございします。

○塩川委員 それじゃ先へ急ぎますので、簡単に答えたいのでありますが、第十五次地方制度調査会で答申が出ていますね。その答申の中に二つ重要なことがあつたと思ふのです。一つは、義務的経費等の一般行政費の財源不足、これは交付税で全額を補うようにするといふ答申があつたと思ふのです。それに対して今度の交付税配分について、全額これは対処しておるのかどうか。措置できておるのかどうか。これが一点。それから、景気対策としての公共事業の財源。これに對しては地方債と交付税で処置するといふことになつております。

そこで、この問題について二つの面から聞きたいのですが、一つは、あとからもう一つ聞きたいと思ふのですが、この景気対策としての分はどのくらいのものが上積みされておるのかというこ

それから、ことしの財政対策と第十五次地方制度調査会の答申との関係でございますが、これにつきましては、義務的経費については全額地方交付税で措置すべきだということと、それから、公共事業の拡充に伴う財政需要の増加については、地方債による財源調達とあわせて交付税で措置すべきだということ、それともう一つは、いまお述べになりましたが、所得税減税に伴う分は交付税率で恒久的に措置すべきだということ、この三つの柱を立てていただいたわけでございますが、現実の措置といたしましては、所得税の減税

きまつてまいるわけでございます。御案内のとおり、ことは、当初は、税も交付税もはつておきますと七％の増しか見込めない。そこでその交付税におきまして、沖繩を含めまして二〇％、沖繩を除きまして一九・六％、ほぼ前年に準ずる伸びというものは確保したわけでございますけれども、税収の伸びというものが七％、特に、府県の場合でございますと二・四％しか伸びなかった。こういうことがございまして、この基準財政需要の伸びと申しますのが、税の非常にひどい落ち込みというものによりまして、府県の伸びで、需要額の

それから、そのようにして、要するに、それ
じや地方でお立てかえしておいてくれ、交付税が
配付できないから地方債という費目でお立てかえ
してくれ、ということになっておるわけでありま
すね。そうすると、その分は、その地方債を返すと
きは交付税でちゃんと措置いたします、あとで
あと払いいたしますから、とりあえず三千五百億
円お立てかえしていただきたい、こういう趣旨な

ております。今回の場合の措置といたしましては、これはやはり、景気の不況というものに対しては、まさに臨時特例的にとられた措置でございます。こういう状態がある程度引き続く状態になりますと、これは当然交付税法第六条の三の規定によりまして、交付税率の引き上げ、あるいは地方行財政制度の改正ということに早急に取り組まなければならぬということにもなろうかと思えます。そういうことと関連をいたしまして、いまの三千五百億の地方債の元利償還費の取り扱いということについては検討いたしたいというふうな考えておる次第でございます。

○塩川委員　その、検討の内容をもうちょっと詳

しく言ってください。ただ単なる検討だけでは、あとで何にもやらなかったということもありますし、検討の内容を少しはつきり言ってほしいのです。

○鎌田政府委員 かりに、税あるいは交付税の伸びというものが、私どもの予期しておるように伸びてまいらないということになりますと、これは引き続きまして交付税の総額というものが足りない、足りる、の議論になろうかと思えます。そうなりますと、これは当然交付税率の引き上げの問題、あるいはこの法律にございますような行財政制度の改正の問題、こういうことに発展をする。あるいは、そうでございまして、ある程度景気の回復が順調にまいりまして、税金なり交付税なりというものが、かつてのような二〇何％という高率ではございまいないたしまして、ある程度地方財政の運営に支障のないような伸び率ということになりますれば、その段階におきまして、元利償還費の財源措置という問題は考える必要はないんじゃないだろうか。こういうふうにいるというところでございします。

○塩川委員 そこで、鎌田局長さん。将来、地方財政は、現在の制度のもとにおいてでも、かつての四十年のような復活があり得るという気がして、それはやはり私が言う根拠があるような気がしてならぬのですがね。これから個人の所得税は減税されていくであろうし、また、酒税等の伸びというものも停滞していきまます。そういったような伸びは期待できない。これはもう見通しははっきりしておると思うのです。そういう中で、地方税もやはり住民税減税を中心として減税措置を講じていかなければならぬ。一方、経済の成長というものはそう高くない。これはどうしてもサンドイッチにはさまれてきて、四十年のときのような、あとの反発力というものはない。あの四十年のときのごとくどうしてもあなたの頭の中にあるような気がしてならぬので、その点はひとつ深刻に考えてもらいたい。こう思うのです。

そういたしますと、この三千五百億円というのは、やはり国で何らかの措置をはっきり考えてやらなくと、その分はまるまる地方の負担として、将来において財政を圧迫してくることは当然だと思ふのです。あなたのおっしゃる通りに、地方債を財政計画の中にもっと有効、適切に利用していくべきだということも大いに賛成です。それならば、やはり、地方債そのものに對する根本的な原則というものを立ててやらなければいかぬと思うのです。まあ、私は別にこれをやかましく言うわけじゃないのですが、現在のように安易に財源補てん債的なものをどんどん許しておるところの地方債の運用というものはいかぬのであつて、國の國債においても、建設的國債に限るというふうなことで論議されておるのです。そうならば、地方債に對してもつとはつきりした指導をして、その上においてまた地方債の上限も考え直して、検討して、そしてその地方債を積極的に活用するということ、こういうことはやはりあわせて根本的に考えるべきじゃないか。こう思いますが、それはまああつてこうです。

それから私が聞かうと思つたのをあなたはさつき先に答弁してしまつたのですが、減税補てんの特別交付金で一千五百億円ですが、あつた、借り入れが千六百億円あつたというのですが、この減税補てん分として私たちは一千五百億円というものを認識しておるのだが、ところが、大蔵のほうの言い分はそうじゃないと、こう言う。そこで、特別交付金というものは大蔵と自治との間に原則論があるのですか。こういう場合には特別措置をしようとする原則があるのですか。場当たりでわああとそのときの力関係で取るんだ——私は年末の陳情にかり出されてやいやいやつておりましたが、そういう原則がなくして特別金がつきま金で出るということでは、これは将来の國と地方との財政上に非常に不安定な要素を残しておくんじやないかと思ふ。特別の交付金を出すというのは、この際原則論をしつかりと踏まえておかないかということをお私は論議しておつたので

すが、自治省のほうの考えはどうなんですか。○鎌田政府委員 御指摘のとおり、臨時特別交付金あるいは交付税率の引き上げ、あるいは特金借り入れ、あるいは起債、こういったいろいろな財政手段というものがあつたわけではございしますが、ルールをつくらんと申しますか、そういうことは望ましいことだと思ひます。たとえば、その一つのルールとしたしましては、所得税の減税あるいは地方税の減税、こういうものに伴うものについてキャッシュで出す道をつくる。あるいは景気の停滞に伴ひまして、義務的な経費というものの不足を生ずる。これについては特別会計で借り入れをする。将来交付税の収入がふえた場合にはそれを返していく。あるいは建設投資というものに対しては、起債をもつて考える。まあ、こういったようなルールというものを立てることが望ましいかと思ひます。

ただ、その場合に、やはり今度の予算編成の過程で論議になりましたのは、それでは所得税が増税をするときには、その分の扱いはどうなるんだ、増税のときには黙つて取つておいて、減税のときにはその分を埋めるというの筋が立たぬではないかという議論もございします。何よりも、御案内のように、かつての時代と違ひまして、米年度におきましては、国税も五千五百億しか自然増収といふものがない。その中から、結果的には二千八百億程度のものが地方財源として回つていくという形になるわけではございしますので、そのところが、結局國のふところぐあい、地方のふところぐあひ、両方をならみ合わせますと、ルールというものはつくるべくしてなかなかつくりがたいというものが現実の姿かと存じます。ただ、千五百億の臨時特別交付金というものは、ただいま申しましたような所得税の減税による減収、あるいは地方税の減税による減収、こういったものに対する配慮というものが中心をなしておるといふことは言えるかと思ひます。

○塩川委員 大蔵省、加藤さんですか。これは減税補てんですね。どうでしょう。○加藤説明員 千五百億につきましては、ただいま財政局長からお話がありましたように、直接減税とは関係がない。ただ、四十七年度の地方財政の財源事情、その他の國の財源事情等を考へて措置したものだといふふうに考へております。ただ、地方税の大きな減税があつたということは十分考慮してのことではございします。○塩川委員 それじゃ、大蔵省のほうで千五百億という特別交付金をつけたおまな理由はどこのことですか。○加藤説明員 財源問題は、御承知のように、財政需要のほうからまいるわけでございしますが、地方の財政を二〇％程度伸ばしたい、どうしても伸ばすべきであるというふうな考え方になりますと、どういたしまして、國のほうも地方のほうも財政規模が約二兆伸びておるわけでございしますが、そのうち國は経常財源が約五千五百億、地方は経常財源が一兆四千億、地方債借り入れ金が約六千五百億というところで、國と地方では経常財源と借金との割合が逆になつておりまして、國と地方のこのういふような財源事情、こういうことを考へて措置をしたわけでございします。

○塩川委員 それじゃ、一千五百億という数字を出してきたのは、どういうところからなんですか。これがわからぬのです。○加藤説明員 これはこまかい査定の、あるいは作業の経緯になりますので、大ざっぱに申し上げますと、自治省のほうに、御承知のように、一兆という財源ギャップがあつたわけでございします。(塩川委員「その基礎だけであつてどうです」と呼ぶ) これを、自治省のほうで、各省の要求段階のときにおとりになつた。それからもう一つは、経済見通しにつきまして、企画庁の、政府の正式見通しができる前におつくりになつたものでございします。こういうような計数の確定を待つて整理をいたしますと、御案内のように約八千億というふうなことになるまして、それぞれ交付団体、不交付団体というふうな団体別に需要と財源の様子を

税補てんですね。どうでしょう。○加藤説明員 千五百億につきましては、ただいま財政局長からお話がありましたように、直接減税とは関係がない。ただ、四十七年度の地方財政の財源事情、その他の國の財源事情等を考へて措置したものだといふふうに考へております。ただ、地方税の大きな減税があつたということは十分考慮してのことではございします。○塩川委員 それじゃ、大蔵省のほうで千五百億という特別交付金をつけたおまな理由はどこのことですか。○加藤説明員 財源問題は、御承知のように、財政需要のほうからまいるわけでございしますが、地方の財政を二〇％程度伸ばしたい、どうしても伸ばすべきであるというふうな考え方になりますと、どういたしまして、國のほうも地方のほうも財政規模が約二兆伸びておるわけでございしますが、そのうち國は経常財源が約五千五百億、地方は経常財源が一兆四千億、地方債借り入れ金が約六千五百億というところで、國と地方では経常財源と借金との割合が逆になつておりまして、國と地方のこのういふような財源事情、こういうことを考へて措置をしたわけでございします。

○塩川委員 それじゃ、一千五百億という数字を出してきたのは、どういうところからなんですか。これがわからぬのです。○加藤説明員 これはこまかい査定の、あるいは作業の経緯になりますので、大ざっぱに申し上げますと、自治省のほうに、御承知のように、一兆という財源ギャップがあつたわけでございします。(塩川委員「その基礎だけであつてどうです」と呼ぶ) これを、自治省のほうで、各省の要求段階のときにおとりになつた。それからもう一つは、経済見通しにつきまして、企画庁の、政府の正式見通しができる前におつくりになつたものでございします。こういうような計数の確定を待つて整理をいたしますと、御案内のように約八千億というふうなことになるまして、それぞれ交付団体、不交付団体というふうな団体別に需要と財源の様子を

税補てんですね。どうでしょう。○加藤説明員 千五百億につきましては、ただいま財政局長からお話がありましたように、直接減税とは関係がない。ただ、四十七年度の地方財政の財源事情、その他の國の財源事情等を考へて措置したものだといふふうに考へております。ただ、地方税の大きな減税があつたということは十分考慮してのことではございします。○塩川委員 それじゃ、大蔵省のほうで千五百億という特別交付金をつけたおまな理由はどこのことですか。○加藤説明員 財源問題は、御承知のように、財政需要のほうからまいるわけでございしますが、地方の財政を二〇％程度伸ばしたい、どうしても伸ばすべきであるというふうな考え方になりますと、どういたしまして、國のほうも地方のほうも財政規模が約二兆伸びておるわけでございしますが、そのうち國は経常財源が約五千五百億、地方は経常財源が一兆四千億、地方債借り入れ金が約六千五百億というところで、國と地方では経常財源と借金との割合が逆になつておりまして、國と地方のこのういふような財源事情、こういうことを考へて措置をしたわけでございします。

見まして計算をいたした結果出てきた、結果的な数字でございます。

○塩川委員 私、ここで二千六百五十億円を交付金で渡すというのは筋が通っておると思うのですが、千五百億円を出したということは、これは地方税の減税分、これに相応した数字と思わざるを得ないと思うのです。これをあくまでも否認されるのですけれども、それならば、これからこういう場合はこういう特例交付金を出そうという話し合いをさしますか。どうですか。そういうルールを大臣間できめておかないと、毎年これは繰り返すようになってくる。そしていつの間にか、こういうものの貸し借りの問題とからんで、地方の固有財源であるなどというように言えなくなってくる。大蔵省の出先特別会計であるというようにことになってくる。それを非常に心配するのですが、それはもう地方の固有財源なら固有財源として割り切っておるのだから、それに対するものの措置は全部規則でやるのだ、ルールでやるのだということとを確定すべきだと思ふのですが、どうですか。

○加藤説明員 先生のおっしゃるとおりでございます。まして、われわれのほうは国税三税の三二%が地方に渡るべきものだと思つておるわけでございませう。それで、先ほどの御指摘は年度間調整の問題かと思ふのですが、過去の交付税体系がございまして以降、いろいろ調べていきますと、何回かの特例措置をやつてまいつておるわけですね。この点は、四、五年前から、四十年ごろから、交付税の制度の中に年度間調整制度をどういうふうに設けるかという議論を、自治省とわれわれのほうとで、おりに触れてやつておるわけでございまして、交付税法の中にもそれらしい条文があるわけでございませう。これからは国の財政をめぐる環境がかなり変わつてまいりますので、年度間調整——いままでは特例交付金のかつこう、あるいは俗に貸し借りのやり方、あるいは先ほど財政局長が言われましたように、土地開発基金に積み込むとか、あるいは景気調節基金に積

み込むとか、あるいは積み立て金の増とか、そういうふうな現行制度の中でいろいろやりくりをやつてまいつたわけでございませうが、おっしゃるとおり、もしもこういうような事態が何回も起こるといふようなことになりますれば、年度間調整制度といふような問題ももう少し積極的に勉強してみなければいかぬという感じが持つております。

○塩川委員 これは大臣がおられないので政務次官にお聞きしたいと思ふのですが、第一に、貸し借り状態を見ますと、千六百億円借りた。それから去年は国のほうから千二百九十五億六千万円を借りている。逆に、国に貸してあるやつは残高が六百億円ありますね。(「三百億」と呼ぶ者あり)差し引きいたしましたも、いずれにしても二千何百億円あつた。来年どうだろうかと思つてしまつたら、来年も特例交付金をもらわなければならなかつたという状態になつておる。そうでなかつたらまた振りかえだ。こんなことばかりやつておる。そうすると、これは借り入れ金は実際返していけるか。来年また借り入れ分はふえますよ。必ずふえますよ。ふやすのがいふたら、振りかえ措置をして、基準財政需要額を減らさなければならぬ。どういふ方針でいかれるのか。もし、どうしても、借り入れで補つてもやつていくとするならば、これは返せません。だんだん返せなくなつてくる。そうした場合に自治省としてどう対処するのか。交付税率の引き上げということにしていくのか。そうではなくして、また別の方法を講じていくこととされるのか。ちよつと方針を聞かしていただきたいと思ふ。

○小山政府委員 地方財政にとつては、たいへん貴重な、示唆のある御質問のように私は承知しております。地方財政といふものをもう少し弾力的に考えなければならぬといふことは、従来からもしばしば論ぜられておるところで、言うならば、景気の変動に非常に大きく影響されやすい三税を財源に、三二%という固定化した交付税率の制度といふものは、はたして地方財源にとつて違

当な制度であるかどうかといふことは、これは、私は、相当問題があるように考えております。したがつて、将来交付税率の改定に及ぶかどうかといふ問題でございませうが、私は、大きく言つて、やはり国の景気の見通しが相当大きくそれらの問題に関連をしてくるのではないと思ふ。現在の国の考え方、あるいは予算編成の方針をいたしましては、できるだけ早期に景気回復をはかる。したがつて、回復されるということ前提にこの予算の編成が行なわれておるわけでございませう。したがつて、二千何百億の借り入れ金については、将来景気が回復されることを前提として、これは相当長期間にわたつて、地方財政の影響の及ばないような配慮の上に立つて返還計画といふものが定められておるわけでございませう。先ほど、一部公債財源に振りかえたといふような御指摘等もございませうが、地方交付税の性格からい

きまして、必要な財源措置といふものは、当然交付税において確保されなければならぬ。こういう原則の面から考えますと、交付税率といふものがもう少し弾力的に処理されるほうが、国、地方は通ずる一貫性の上から言つても適當な考え方ではなからうかといふふうに、私自身、実は、個人的な考えであります。しかし、現状におきましては、交付税率といふものはやはり軽々に変更すべきではない。また、多少、そのときそのときの景気の変動によつて生ずる問題については、借り入れ金の制度であるとか、あるいは臨時特例交付金のよ

うな制度であるとかの方法によつて、当面それらの事態に対処するといふことがいまの大蔵当局はじめ政府間の考えであるわけでございませうが、私は、地方交付税といふものはもう少し弾力的に処理されることが、いまの地方財政の現状から見ると適當のようになつておるわけでございませう。まだ、この点については、私と大臣の間で十分話し合いをいたした上の結論ではございませうので、これは単に私の考え方として御了承をいただきたいと思います。○次第でございませう。

○塩川委員 弾力性というのは、あなたのおっしゃるのとは、たとえば三二%を基準線にしての、いわゆる変動為替制みたいなやつですね。悪いときは三五%までいく。いいときは三〇%でとめる。そういういわゆるフロート制をしけといふことですね。そういうことですか。

○小山政府委員 まだ確定的な結論ではございませうが、考え方としては、私は、そういうふうな、多少弾力的に上下の幅を持たせることの可能な方法で処理したらよろしいのではないかと、いふふうに考えております。

○塩川委員 加藤さんにちよつとお聞きしたいのですが、これは来年も特例交付金を出さざるを得なくなつてくると思ふのです。といひますのは、先ほど来、私は、政務次官なり、あるいは局長の話を聞いておまして、どうも合点がいかないのは、基準財政収入額の伸びよりも基準財政需要額の伸びのほうがはるかに強くなつてきておるといふのが現実なんですね。そうしたら、いつまでたつても基準財政収入額は追つていけない。そういうことは私ははつきり出てくると思ふので、そのたびごとに財源不足、特例交付金、こう言う。そういたしますと、特例交付金といふものが、その額は毎年変動するにいたしましても、そういうふうな幾らかずつ毎年入れていかなければならぬといふことが継続されてきた場合には、率の問題はなくなつてしまつて、率よりも実際の額といふことになつてくるような感じがする。そうした場合の国と地方との交付税率の取りきめといふものは変動せざるを得ないことになつてくると思ふのですが、この辺どう考えますか。

○加藤説明員 一つは、やはり経済の見通しが問題だらうと思つておる。もう一つは、財政構造の中の需要面でございませうが、経常的な、いわゆる消費的な経費のほうには増加するにいたしまして、投資的な経費は、われわれの職業ことばで皆減、皆増と申しておりますが、たとえば百億で道路をつくる。翌年はその百億はまた道路にいくわけですから、絶対額がある程度の水準にな

りませんと、増加額とか増加率という問題がはたして出てくるであらうか。こういう問題が一つあるのではないか。ですから、経済見通しの問題、それから、財政需要の中のそういう増減率にきいてくる質的な問題が量にどういうふうに関係してくるかという問題があると思うのです。この辺が将来どういうふうになつてくるのか。これは非常にむずかしい問題でござりますが、必ずしも、いままでのように、千億ドルの経済が二千億ドルになつた場合に、率がやはり一〇%ずつ伸びていくかどうか。これは、絶対水準が大きくなつてくれば率が落ちてくるのは当然でございますから、必ず二〇%で伸びなければいかぬのかどうか。この点は、そういう財政需要の質の問題と、それから、そういう量的な問題とがありまして、経済の規模の拡大に伴う増加率、増加額の問題というのは、必ずしもいままでのようにいくのかどうか。これは、そういうことはあり得ないのじゃないかと思ふわけです。したがつて、本年非常に悪かつたということはございますが、何せ、これは、国内外両方からくる非常に異常な事態でございますから、特例交付金という、まさに特例の交付金なんであつて、これが恒常化されるということではおかしいわけでございますから、そういうような三つのことを私は考えるわけでございます。

○塩川委員 鎌田局長にちよつとお聞きしたいのですが、さつき言つたように、大蔵省が、景気の伸びが停滞してくる、したがつて、極端に言えば交付税の額だつて落ちてくるから、それに対処することをしなければいかぬと、こう言つた。ところが、片方において、一面、いわゆる福祉行政というものをどんどん積極的に進めていかなければならぬといふことになれば、これは基準財政需要額をどんどん増加していかなければならぬ。それを交付税のワク内でどう処理しようとするのですか。結局、基準財政需要額をうんとふやしていくという方法を考へているのか。そのワク内の対策と見通しをどのように詰めていくか。

○鎌田政府委員 考へ方といしましては、当面の景気の見通し、これに伴います交付税なりあるいは税金の伸び等の問題にからります。これにつきましては、先ほどからる申し上げておりますように、従来のような高い伸びはないにしても、ある程度の上向きといひますか、伸びというもののは想定して間違ひはないのじゃないだろうか。したがつて、それでその経常経費的なものはできるだけまかなつていく。投資的な経費につきましては、ある程度交付税と地方債というものを連動して使つていく。それでも、どうしても、交付税でもつてまかないがたいという状態が引き続き場合は、当然、これは交付税率の改正の問題ということになつてくるだらうと思ひます。

○塩川委員 ひとつ具体的なやつを聞きたいのですが、今度の法改正で過疎、過密対策というのをうたつておるが、過密対策はたいしたものを出ておりません。わずかに、私がこれはよくやつてくれたと思うのは、公園費を都市計画費の中から分離して一つの項目を立ててくれたということが特筆大書すべきだと思うのですが、そのほかはたいしたことはない。ところが、かねてから、人口急増地域の市町村、あるいはそれをかかえておりますところの府県等は、これらの地域における指定事業に対して財政的な特別措置を講じてほしいといふことを言つてきておる。この法案を自治省のほうでも準備をされたことがありました。あれはたしか九つの指定事業だつたと思うのですが、これはぜひひわれわれも実現したいと思つておるのですが、その場合にちよつと私は漏れ承つたのだけ交付税で見ていきますなんてことを言つておつたと思うのですが、これは非常に安易な考へ方で、そういうことをしてはいかぬのであつて、交付税、いわゆる内輪の金のたらい回しをやるといふような解決の方法はいかぬと思ふ。だから、これはこれですつきりとした財政的な特別措置といふものを講じていくのかどうか。こんなのは、交付税で、積算単位費用ですか、これをちよつと変

えて措置していくというような性質のものじゃないかと思ふ。その点、自治省のはつきりした態度といふものを私は何つておきたいと思ふ。

○鎌田政府委員 四十七年度の予算要求に関連いたしまして、私も、人口急増市町村の義務教育施設、幼稚園、保育所、清掃施設、こういったものの整備につきまして、国庫補助負担率のかさ上げを内容とする法律案を用意したことは、そのとおりでございます。結論的には、義務教育施設につきまして、小学校の校舎建設費補助率を三分の一から二分の一に引き上げになりました。それから、ごみ、屎尿等の処理施設につきまして、補助率の改善が行なわれました。それから、都市公園に対します国庫補助制度、これも拡充を見ました。そういったことで、一応、四十七年度の措置といひました。私ども、法律案の立法過程までは至らなかつたわけですが、けれども、引き続きまして人口急増市町村の財政の実態といふものをさらに精査いたしまして、立法措置を講じてまいりたい。こういう段階でございます。

○塩川委員 これに対する立法措置を自治省は必ずやるということですね。

○鎌田政府委員 これは関係各省の協力がなければならぬわけですが、私どももいたしましては、立法措置のために引き続き検討するということでございます。

○塩川委員 そこをなかりふりかまわずやつていただくといふのをみな自治省に期待するのじゃないだろうか。ひとつ、政務次官、はつきり言つてください。

○小山政府委員 最善を尽くして努力いたします。

○塩川委員 この一問で終わります。

確かに財政は非常にきびしい。したがつて、国の地方に対する措置もなかなかたいへんであらうと思ひます。したがつて、この際、自治省としても、地方団体を指導する中において、財政の効率化

と、また、適正な使途といふものについて、非常にきびしい指導をしなければならぬと思ふのです。

ところが、最近地方団体を見ておりましたら、地方団体の中でもなかなかルーズな面がある。一例を申しますと、地方公務員の給与の問題であります。給与の一例を見ても、国家公務員より高いのだ。そういうのを指導するについて、これは交付税である程度配慮するとか何とかいふことが当然起こるべきだと思うのです。こういうものに対する自治省としての指導。要するに、間もきびしければ地方もきびしいのだという感覚をそこに植へつけていくということについても、どういうようにしていくか。一例を公務員の給与改善といふことを問題にして私は言つたのです。今度の交付税の措置で、給与改善は、大体五%見込んでおるのですか。ところが、上積みしていくのがあります。人事院の勧告に従わなければならぬ。これは当然であります。人事院の勧告を上積みしていく。こういう地方団体に対する自治省としての考へ方、これはどういうふうになつておるのか。これを最後にひとつお聞きしておきたい。

○鎌田政府委員 給与の問題がいま出ました。実は、これにつきましては、御案内のとおり、私も、財政対策を講ずるにあたりましては、国家公務員並みの給与水準といふことで財政措置をいたしておるところでございます。したがつて、それそれの団体におきまして、それを上回つてやつておられるところに対しては、私どもは、機会あるごとに強い是正のための指導をいたしておるわけでございます。で、最近の給与水準を見ておられます。しかし、また依然として、高水準のところもございます。引き続きまして、給与水準の高いものにつきましては、しかるべき是正の措置を強く講じてまいりたいといふふうに考へております。

○塩川委員 質問を終わります。

○大野委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 最初に政務次官にお尋ねしたいのでありますけれども、今度の国の予算編成の方針は、申すまでもなく、景気浮揚ということ、いままでの財政運営の基本を改めて、いわゆる福祉予算、社会保障重点の予算にしていこうんだということですね。そういうふうに変換していくということですね。そういう場合に、一体、地方行政というものは、地方財政というものは、どういふふうな位置づけられるべきであるか。この点について政務次官のお考えをお尋ねしたい。

○小山政府委員 本年の予算編成にあたりまして、予算に対する基本的な考え方として、福祉政策を重点に置いた予算を編成したということをお願いしておるわけでございます。したがって、地方、財政の面におきまして、やはり国のこうした基本的な考え方というものは十分尊重をし、それぞれ地方自治体の予算の中におきまして、こうした考え方を十分徹底できるように、私どもとしては、行政指導を通して、できるだけそういう考えを浸透させたいというふうに考えております。

○細谷委員 私のことは十分じゃなかったと思うのですけれども、私の質問をしたことについてお答えいただけないわけですか。

私がお尋ねしたのは、端的に申し上げますと、国民から税金を取っているうちの七〇％というのが、大体大まかに言って国が取るわけですね。三〇％というのが都道府県や市町村の税金ですね。ところが、七〇％取っておる国のほうは、補助金なり交付税なりで全部地方にやりますから、事実上国が使うというのは三七、八％でしょう。大体国税として取った税金の半分は地方に交付税なりあるいは補助金として配るわけですね。言ってみますと、国と地方とは車の両輪であることは間違いないけれども、それを推進する機関、いわゆる公共事業にいたしましても、あるいは社会福祉施設等の充実にいたしましても、やるのは地方公共団体なんです。国が直接やるわけ

けじゃないわけですよ。そうやってまいりますとこれから福祉社会をつくっていくんだ、今日までの財政、経済の運営というのをとめていくんだということ、こういうことを実現する土台、基礎というものは地方公共団体でなければならぬ。私はこういう考えを持っておるわけです。これに對して次官は賛成か、賛成でないか。こういうことをお尋ねしておるわけです。

間にある調整をして、まあ、公式的には貸し借りというわけでもございませぬが、そのような調整措置をいたしておることを考えますと、将来そうした景気が長期にわたって見通せるというような場合については、やはり交付税率そのものを検討されることがあるかも知れませんが、原則としては、できるだけ固定化した中で地方財源をまかなうというのを考える。弾力的というのは、もう少し税率が伸びるほう、ふやせるほうの考え方を主として考えた私の構想でございます。たいへん虫がいいようなことでございしますが、まあ見通しの問題になるわけでございます。

は、自治省の考えというのは、三二％というのは上下していいんだというような考えにどうも変わったんじゃないかと思いましたが、変わったとするならば、今日の地方財政というのは、国の政策を具体的に推進していく場合に、そのなかめであり、土台であるという前提意識があるとするならば、地方団体の財政需要額というものをどんどん積み上げていって、三千数百のものを積み上げていって、これ、これだけの財源が足りないのだから、これだけをひとつ国で補ってくれという、かつての平衡交付金制度を取り上げなければならぬ。こう思うのですよ。その辺、これから議論を先へ進められませんか、明らかにしておいていただきたい。

○細谷委員 まあ、大体同意していただいたと思うのです。私は、これからの政府が、意図して行政の強化あるいは地方財政の拡充強化、こういうことがきわめて必要ではないかと思うのです。そこで政務次官にお尋ねしたいのでありますけれども、政務次官は交付税率三二％というのはフロックしたほうがいいのだという考えを先ほどの質問に對して答へられました。言ってみますと、交付税がよく伸びるときは、現在の三二％というのを三〇％におろしてもいい、三二％というのはいくらに伸ばしてもいい、三三％というのはいくらに伸ばしてもいい、こういう考えを持っています。これはいいか。それとどうですか。

○小山政府委員 私の上げた弾力的という意味は、好況の場合には税率を下げて差をつけられないではないかという考え方と通ずるかも知れませんが、その前提として、地方の財政需要が、いまお話しのように年々非常に大幅に伸びておる。同時に地方自治の自主性というものを考えた場合に、財源的にも、そうした考え方が実行できるような方向にもう少し向かわせるためには、それだけの地方で独自に立てた考え方、政策、そういうものが実行できるような配慮がなされなければならぬ。そういう意味で多少弾力的ということを私は申し上げたわけでありまして、もちろん、景気が大幅に回復をされまして、予想外の税収等がありました場合には、過去においても国との

お断わりを申し上げましたとおり、あくまでも私の個人的見解というもので、実は、私見を申し上げたわけでございますが、現在、私どもの役所の中においては、交付税率を軽々に変更すべきではないという従来の考え方から、変更されておらないのでございます。先ほど申し上げましたことは、私のほんとうの私見でございますから、御理解いただきたい。

○細谷委員 鎌田さん、政務次官が私見だ言った。そこで、あなたは、自治省にずっと長くおった。いい意味のボスなんです。ひとつ自治省の基本的考え方というものをここで明らかにしておいていただきたい。個人的見解では今後困りますから、はっきりしておいていただきたい。

○小山政府委員 鎌田さん、政務次官が私見だ言った。そこで、あなたは、自治省にずっと長くおった。いい意味のボスなんです。ひとつ自治省の基本的考え方というものをここで明らかにしておいていただきたい。個人的見解では今後困りますから、はっきりしておいていただきたい。

○鎌田政府委員 政務次官のたのたまの御発言、私、伺っておたわけでございますが、やはり御発言の真意は、一明かという不景気の風が吹き荒れますと、たちまち税が落ちる、交付税も落ちる、そのために、一口で申しますと、借金でやりくりをしなければいけない、そういう不安定な地方財源の構造では困るのだ、こういうお気持ちからの、地方財源というものを浮揚するというこ

とに基づいての御発言であらうというように拝聴いたしておたわけでございます。

私どももいたしましては、現在の交付税率を引き下げるといふことは、これは毛頭考えておりません。何となれば、需要の見方等につきましても、なお十分でないところがあるわけでございます。まして、むしろ、ある程度長期的に、地方財源というものが恒久的に不足をするという場合でございますれば、交付税率の引き上げの検討ということも日程に上つてござるを得ないであらう。こういう気持ちでございます。

○細谷委員 私は、そのとおりだろうと思う。というのは、現在の交付税の制度を前提とする限りではそうであらうと思う。

そこでお尋ねしたいと存じますけれども、法律の中では、各団体が見積もっているものを集計した基準財政需要額と収入額、そういうものが引き算して相当額の差が起った場合には、交付税率を算する、制度を算する、いずれかしなければならぬ。こういうことになっております。去年もやはり足らなかつたですね。そして、四十七年度も明らかに足らないわけですね。あなたのほうでは、一兆円以上の不足だと言つておた。そして今度は、八千億円の財源措置をしたんだ、これは万々歳だ、と、きのうの本会議で与党の議員が討論されたわけですね。考えてみますと、その八千億円というのは、三百六十五億の沖組の——これは借金じゃありません。千五百億の特例交付金、それだけで、あとは全部借金ですよ。八割財源措置をしたというので万々歳だと言ふけれども、その八割というのは、これは借金なんですよ。そうでしょう。そういうことから見ますと、ことしは特に、この交付税の中に、完全じゃありませんけれども、二割は沖組が入ってくるわけですよ。沖組が入ってくるということは、沖組ができて、そこにある地方団体というのが入ってくるわけですから、これは重要な制度の変わりでしょう。そうなるまいと、ことしは交付税率を引き上げるべき年ではなかつたのではないか。き

の予算が通りましたけれども、ことしは交付税率の問題が当然大蔵省との間でやりとりされなければならなかつたのでありますけれども、やりとりされなかつた。これはどういふわけですか。

○鎌田政府委員 この交付税率の引き上げの問題でございますが、これにつきましては、四十一年に三・二%になりましたから、今日までの時点におきましては、景気の好況にもさえられまして、毎年二割以上の増収というものを示しておたわけでございます。その間に減額、繰り延べ等の措置が行なわれてまいりました。四十六年度から急激な落ち込みになつたわけでございますが、せっかく、長期にわたりますこの景気の停滞というものをこの秋から浮揚させるということ、で、国の予算あるいは地方の財政措置全体を通じて、財政の面から見て入れもやる。こういうことを行なわれておるわけでございます。したがって、まして私どももいたしましては、やはり、現在の景気の停滞というものにつきましては、早晩上昇に転ずる。こういう前提に立つて考えておるわけでございます。それが不幸にいたしまして、ある程度長期化したしまして、たゞいま御指摘になりました交付税法六条の規定にござりまするような事態に遭遇いたします場合には、交付税率の引き上げということにならざるを得ない。こういうことでございまして、現在の段階におきましては、明年度予算編成におきまして景気の動向というものが一つの大きなポイントにならうかというふうに考えております。

○細谷委員 大蔵省にお尋ねいたします。四十一年度の予算措置、四十年度の補正、こういうものを見てみますと、先ほども話がありましたが、四十年度の補正段階においては、国税のへつこんだ分については完全に補正したのであります。そして、四十一年度の予算においては、当時交付税率は二九・五であつたのを三二に上げたわけですね。鳩山主計局長の時代です。いまの次官が次長の時代です。二九・五から三二に上げたのです。それでも足らぬものですから、臨時特例交

付金というものを追加して交付税率を穴埋めしたのです。ことしの不景気は、先ほど来議論がありましたように、四十一年よりも長期化しているわけですよ。しかもドル・ショックが加つて、これもたいへんなんですね。そのことしは、どうして四十一年度のような措置をしなかつたのですか。その根拠。四十一年度ときは、明らかに交付税率を引き上げたのです。足りない分は臨時特例交付金で埋めたのです。ことしはどうやつかといひますと、臨時特例交付金を千五百億——先ほど来、千五百億はどこから計算したかと言つたら、わからぬ。どうも、地方税の減税が千五百億だから、それに合わせたのじゃないか。これもちよつと私は詳しく質問したいわけですが、これ……。そして、千六百億は借金ですね。四十一年度の措置と四十七年度の措置がどうして違つたか。その理論的な根拠あるいは客観的な条件があるのかないのか。これをひとつお答えいただきたい。

○加藤説明員 四十一年のときは、御案内のように、交付税が全然伸びなくて、前年を下回つたわけでございます。五百八十六億でございますが、前年の絶対額を下回つたわけでございます。本年の場合は、御案内のように、千四百十億ふえているわけでございます。したがって、六条の三の二項に言つております「著しく」というのに該当するのかどうか。この点は一つ差があるのではないかと。

それからもう一つは、借り入れ金等の問題でございますが、前回の場合は、約二千億の財源対策をとつたわけでございますが、今回の場合は、八千億の財源措置をとつておるわけでございます。国の財政規模も大きくなり、地方の財政規模も大きくなつておりますから、絶対額だけでは云々することはできませんが、国のほうの財源事情が四十年、四十一年のときに比べますと、相当困窮しておる実情にあるわけでございます。国の場合、先ほど申し上げましたが、二兆に対して経常財源が五千億しかふえておらない。地方の場合は約

二兆増加いたしました。経常財源は約一兆五千億ふえているわけですね。借り入れ金、起債系統は約六千億くらゐの数字になりますが、こういうような両方のセクターの財政力を考えてみますと、国のほうは本年以上の措置は不可能であつたのではないだろうか。経常財源がわずかに五千億しかふえていないわけですね。その中から、地方に対して三千億地方財政対策として分けておるわけですね。ですから、一つは、前回の場合は、前年度の絶対水準よりも交付税が落ち込んだ。今回の場合は千四百十億ふえた。前回二千億の財源措置でございまして、その七割くらゐのものは今回ふえておるわけでございます。はたして「著しく」云々ということになるのかどうか。

それから、国と地方の財政関係が、四十年、四十一年のときに比べますと、かなり変わつておるわけでございます。四十三年、四十四年、四十五年の地方財政の好況は、御存じのとおり、土地開発基金も二千五百億の積み立てがありました。積み立て金も二千八百億の積み立てがあったわけですね。確かに、四十五年の末ごろから去年にかけまして、特に地方財政が悪化をたどつたことは事実でございますが、国のほうもやらなければならぬ仕事が多量にありまして、内外ともに非常な環境に取り囲まれたわけでございますから、地方の面からだけ云々しても困るので、国と地方と両方合せて考えてみなければならぬのではないかと、思ふわけでございます。

○細谷委員 いまの御答弁では、私の質問に対する答えになつていないわけですよ。すぐ、国のほうが苦しいのだからと、こういうことでは、う。それから、千数百億交付税自体が伸びておる。こういうことだけですね。私が申し上げたいのは、四十一年度というのは、交付税率の引き上げと臨時特例交付金で完全に補てんしたわけですよ。その上に公共事業を、ことしは国はいふん伸ばしたわけですね。二九%減したわけですね。それはどこがやるかといつたら、これは地方団体でやるわけですよ。あとで、時間があれば超

過負担の問題もちよつとやりたいたいわけですから、もう、そういうことなんです。ですから、今度は財政措置が四十一年とずいぶん違う。こういうことです。

いまちやうど国家公安委員長が来まして、お経読みをやるそうですから、答えはあとで伺いましょう。

○中村(私)委員長代理 この際、内閣提出にかかる道路交通法の一部を改正する法律案及び警備法案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。中村國務大臣。

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二」を「第七十一条の三」に改める。

第四十条第一項中「進行」を「通行」に改める。

第七十一条中「車兩等を運転するときは、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、前条並びに第八十五条第五項及び第六項に定めるもののほか」を削り、同条第二号中「同項」を「同条第一項若しくは第二項に改め、同条第三号中「通行」を「通過」に改め、同条第五号の二の次に次の一号を加え、同条の付記中「第五号まで」の下に「第五号の三」を加える。

五の三 自動車運転する場合において、次条に規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車(次条又は第八十七条第三項に規定する標識をつけた普通自動車)をいう。以下この号において同じを運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後

の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車と当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

第四号第一節中第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

(初運転者の遵守事項)

第七十一条の二 第八十四条第三項に規定する普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く)が通算して一年に達しないもの(政令で定める者を除く)は、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけないで普通自動車を運転してはならない。

(罰則) 第二百一十一条第一項第九号の三、同条第二項

第七十五条の四中「運転」を「通行」に改める。

第八十四条の次に次の一項を加える。

5 仮免許を分けて、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)の二種類とする。

第八十五条第五項中「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「大型仮免許、普通仮免許若しくは大型特殊免許を受けた者で、当該いずれかの免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く)」に改め、同条第七項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十六条第一項、第三項及び第四項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十七条を次のように改める。

(仮免許)

第八十七条 大型自動車若しくは普通自動車を当該自動車運転することができ、第一種免許若しくは第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者又は普通自動車を第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行なう普通通

許の運転免許試験若しくは第九十八条に規定する指定自動車教習所における普通自動車の運転に関する技能についての技能検定(次項において「試験等」という。)において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大形自動車であるときは大型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。

2 大型仮免許を受けた者は練習のため大型自動車若しくは普通自動車を又は試験等において普通自動車、普通仮免許を受けた者は練習のため又は試験等において普通自動車を運転することができ、この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができ、第一種免許を受けている者(免許の効力が停止されている者を除く)で当該免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く)が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができ、第二種免許を受けている者(免許の効力が停止されている者を除く)その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、総理府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけて当該自動車を運転しなければならない。

4 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転することはできない。

5 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行なう運転免許試験(第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。)を受けた日から起算して三月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、又は普通仮

免許を受けた者が大型自動車若しくは普通自動車を運転することができ、第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則) 第二項後段については第九十八条第一項第六号、第三項については第九十二条第三項第十四号、同条第二項

第八十八条第一項各号列記以外の部分中「免許」を「第一種免許又は第二種免許」に改め、同条第一号中「(大型自動車に係る仮免許を含む)」及び「(普通自動車に係る仮免許を含む)」を削り、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、仮免許を与えない。

一 大型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者)にあつては、十九歳)に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者

二 前項第二号から第四号までのいずれかに掲げる者

第九十条第一項中「当該運転免許試験に合格した日から起算して一年」を「当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月」に、「免許を与えず」を「免許(仮免許を除く。以下この条において同じ)を与えず」に改める。

第九十二条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第九十一条第二項又は第九十一条の二第三項の規定により更新された免許証を除く)の有効期間は、当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日の後のその者の三回目の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この条において同じ)が経過するまでの期間とする。

2 第一百一条第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、更新前の免許証の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

3 第一百一条の二第三項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、同条第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

第九十六条第一項中「第一種免許及び」を「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項各号のいずれかに該当する者は」に改め、同条第二項中「普通自動車又は大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 普通免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、仮免許を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、総理府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならない。

第九十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験は、道路において行なうものとする。

第九十八条を次のように改める。

（指定自動車教習所）

第九十八条 公安委員会は、自動車の運転に関する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るため、自動車の運転に関する

技能及び知識について教習を行なっている施設のうち、職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該施設を管理する者が置かれていること。

二 次項の規定により選任された技能検定員が置かれていること。

三 次に掲げる業務を行なわせるため、当該施設を管理する者により選任された政令で定める要件を備えたそれぞれ次に掲げる職員が置かれていること。

イ 自動車の運転に関する技能の教習 技能指導員

ロ 自動車の運転に関する知識の教習 学科指導員

四 自動車の運転に関する技能及び知識の教習並びに技能検定（自動車の運転に関する技能についての検定で、総理府令で定めるところにより行なわれるものをいう。以下同じ。）のための設備が政令で定める基準に適合していること。

五 当該施設の運営が政令で定める基準に適合していること。

2 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行なわせるため、次に掲げる要件を備えた技能検定員を選任しなければならない。

一 二十五歳以上の者であること。

二 その者が従事する技能検定に用いられる自動車運転することができ、次のいずれかに該当せず、かつ、技能検定に関する技能及び知識に総理府令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格したものであること。

イ 過去二年以内に第六項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に不正な行為をした者

ロ 法第七十七条の三第二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一条の罪又はこの法律に規定する罪（第二百七条の三第二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能若しくは知識の教習又は技能検定には、それぞれ第一項第三号の規定に基づき政令で定める要件を備えた技能指導員若しくは学科指導員又は前項に規定する要件を備えた技能検定員以外の者を従事させてはならない。

4 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第八十八条の二第一項第三号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

5 指定自動車教習所を管理する者は、総理府令で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者に限り、技能検定員にその者についての技能検定を行なわせるものとする。この場合において、技能検定員は、当該技能検定に合格した者について、技能検定に合格した者である旨の証明をしなければならぬ。

6 指定自動車教習所は、技能検定に合格した者であることを技能検定員が証明した者に限り、総理府令で定めるところにより、総理府令で定める様式の卒業証明書又は修了証明書を発行することができる。この場合において当該卒業証明書又は修了証明書には、総理府令で定めるところにより、技能検定員の当該技能検定に合格した旨の書面による証明を付するものとする。

7 公安委員会は、指定自動車教習所について第一

一項に掲げる基準に適合しているかどうか、又は第三項、第五項若しくは前項の規定に従い運営されているかどうかを検査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

8 公安委員会は、技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員がその業務について不正な行為をしたときは、指定自動車教習所を管理する者に対し、これらの者の解任を命ずることができる。

9 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該指定自動車教習所を管理する者及び当該技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

10 公安委員会は、指定自動車教習所が第一項に掲げる基準に適合しなくなったとき、若しくは第六項の規定に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習所を管理する者が第三項若しくは第四項の規定に違反し、第五項前段に規定する者以外の者について技能検定を行なわせ、若しくは第八項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて当該指定自動車教習所が当該期間内における教習に基づき第六項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止することができる。

11 公安委員会は、前項の規定により卒業証明書又は修了証明書の発行を禁止したときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を第一項に掲げる基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

12 公安委員会は、第十項の規定による卒業証明

書若しくは修了証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該禁止に違反して卒業証明書を若しくは修了証明書を発行したときは、その指定を解除し、又は指定自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、若しくは六月をこえない範囲内で卒業証明書を若しくは修了証明書を発行することを禁止する期間を延長することができる。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(罰則の適用)

第九十八条の二 前条第二項に規定する技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九十九条第一項中「第一種免許の」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第九十八条第六項に規定する卒業証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る)を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過しないもの又は同項に規定する修了証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る)を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して三月を経過しないもの

第百三条第一項中「免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号」を「免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ)を受けた者が第八十八条第一項第二号から第四号まで」に、「同項第二号、第三号又は第四号」を「当該各号」に改め、同条第四項中「第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号」を「第八十八条第一項第二号から第四号まで」に改める。

第百六条の次に次の一条を加える。

(仮免許の取消し)

第百六条の二 仮免許を受けた者が第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者になったときは、その者が当該各号のい

れかに該当する者となつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、その者の仮免許を取り消さなければならない。

2 仮免許を受けた者が第百三条第二項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

第百十條第一項中「高速自動車国道」の下に「及び政令で指定する自動車専用道路」を加え、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「及び前項の規定に基づく政令で指定する自動車専用道路」を加える。

第百十二條第五項中「千円」を「千五百円」に改める。

第百十四條の二第一項中「警視總監」を「並びに仮免許を与えること及び仮免許の取消しに關する事務を警視總監」に改める。

第百十八條第一項に次の一号を加える。

六 第八十七條(仮免許)第二項後段の規定に違反して自動車運転した者

第百十九條第二項中「第二号」の下に「(第四十三條後段に係る部分を除く。)」を加える。

第百二十條第一項第九号中「第五号」の下に「第五号の三」を加え、同項第十号の二中「前条」を「第百十九條」に改め、同項第十四号中「よらないで自動車運転した」を「違反した」に改め、同条第二項中「又は第八号」を「第八号又は第十四号」に改める。

第百二十一條第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第七十一條の二(初心運転者の遵守事項)の規定に違反した者

第百二十一條第二項中「前項第十号」を「前項第九号の三又は第十号」に改める。

別表中「第百十九條第一項第一号の二、第二号、第二号の二」を「第百十九條第一項第一号の二から第二号の二まで」に、「又は百十九條の二」を「又は

第百十九條の二に、「第五号又は」を「第五号、第五号の三又は」に、「第九号の二若しくは第十号」を「若しくは第九号の二から第十号まで」に改める。

附則

1 この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 目次の改正規定、第七十一條の改正規定(第二号及び第三号に係る部分を除く。)、第七十一條の二を第七十一條の三とし、第七十一條の次に一條を加える改正規定、第百十條の改正規定、第百二十條第一項第九号の改正規定、第百二十一條の改正規定、別表の改正規定(第五号又は「及び」、第九号の二若しくは第十号」を改める部分に限る。)、及び次項の規定 昭和四十七年十月一日

二 第八十四條に一項を加える改正規定、第八十五條第五項の改正規定、第八十七條の改正規定、第八十八條の改正規定、第九十條第一項の改正規定、第九十二條第三項を削り、同条の次に一條を加える改正規定、第九十六條第一項、第二項及び第四項の各改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第九十七條の改正規定、第九十八條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第九十九條第一項の改正規定、第百三條第一項及び第四項の各改正規定、第百六條の次に一條を加える改正規定、第百十二條第五項の改正規定、第百十四條の二第一項の改正規定、第百十八條第一項に一号を加える改正規定、第百二十條第一項第十四号及び第二項の各改正規定、別表の改正規定(第百十九條第一項第一号の二、第二号、第二号の二)を改める部分に限る。)

並びに附則第三項から第七項まで及び第九項の規定 昭和四十八年四月一日

三 その他の規定 この法律の公布の日

2 昭和四十八年三月三十一日までの間は、前項第一号に掲げる改正規定による改正後の道路交

通法第七十一條第五号の三中「第八十七條第三

項」とあるのは、「第八十七條第四項」とする。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という)の規定により仮運転免許(以下「仮免許」という)を受けている者は、当該仮免許について指定されている自動車の種類が大型自動車であるときは当該改正規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という)の規定により大型自動車仮免許を受けたものと、当該仮免許について指定されている自動車の種類が普通自動車であるときは新法の規定により普通自動車仮免許を受けたものとみなす。

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により受けている仮免許の有効期間は、前項及び新法第八十七條第五項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に運転免許(以下「免許」という)を受けている者の当該免許に係る運転免許証(以下「免許証」という)の有効期間については、新法第九十二條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新法第九十二條第二項又は第百一条の二第三項の規定によりその者の免許証の有効期間が当該改正規定の施行後最初に更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、新法第九十二條の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該更新に係る新法第九十二條第一項又は第百一条の二第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の四回目の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)が経過するまでの期間とする。

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により普通自動車免許(以下「普通免許」という)の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格及びその者に対して新法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験の

方法については、新法第九十六條の二及び第九十七條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により指定自動車教習所として指定されているものは、新法の規定により指定自動車教習所として指定されたものとみなし、その際現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する技能若しくは知識の教習又は自動車運転の技能に関する技能についての技能検定に従事している者（新法第九十八條第一項第三号の規定に基づく政令で定める要件又は同条第三項各号に掲げる要件を備えていない者を除く。）で、当該改正規定の施行後も引き続き当該自動車教習所において当該教習又は当該技能検定に従事するものは、新法第九十八條第一項第三号又は第二項の規定により、当該自動車教習所の技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に、それぞれ選任された者とみなす。

8 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

9 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にした旧法第二十四條の規定に違反する行為については、新法第九章及び別表の規定は、適用しない。

理由

最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、初心運転者の遵守事項及び普通免許の技能試験を道路において実施すること等について規定し、並びに指定自動車教習所の指定基準に関する規定を整備する等初心運転者の資質の向上を図るとともに、免許証の有効期間について規定を整備する等運転免許事務の適正化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警備業法案

警備業法

(目的)

第一条 この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他の人の需要に応じ行なうものをいう。

一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

3 この法律において「警備業者」とは、第四条の規定による届出をして警備業を営む者をいう。

4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

(警備業者の欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営むてはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者

二 法人でその役員のうち前号に該当する者があるもの

(警備業の届出)

第四条 警備業を営もうとする者は、総理府令で定めるところにより、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

一 氏名又は名称

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

(営業所の届出等)

第五条 警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務（総理府令で定めるものを除く。）を行なうときは、総理府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

(廃止等の届出)

第六条 警備業者は、警備業を廃止したとき、又は第四条若しくは前条の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、総理府令で定めるところにより、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添附しなければならない。

(警備員の制限)

第七条 十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

(警備業務実施の基本原則)

第八条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

(服装)

第九条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、総理府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。

(護身用具)

第十条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することができ。

2 公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があるとき認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる。

(教育等)

第十一条 警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

(警備員の名簿等)

第十二条 警備業者は、総理府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の総理府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官にその営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察官が立入検査するとき、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に

(指示)

(營業の停止等)

公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当

(附註)

(方面公安委員会への権限の委任)

十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する

二 第十四条の規定に基づく指示に違反した者

第四条の雇出について虚

出をせず、又は第五条若しくは第六条の届出

す、若しくは資料の提出をせず、若しくは同

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の

行爲者を罰するほか、その法人又は人

(施行期日)

(經過措置)

この法律の施行の際現に警備業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、第四条の規定による届出をしないで、警備業を営むことができる。

における警備業の現況にかんがみ、警備

とする者の都道府県公安委員会に対す
るを設けるとともに、警備業者及び警備
すべき事項等を定めることにより、警備
の適正を図る必要がある。これが、こ
れを提出する理由である。

大臣 ただいま議題となりました道略部を改正する法律案につきまして、その内容及び内容の概要を御説明いたします。

案は、最近における道路交通の実情に交通事故を防止し、その他交通の安全から、及び道路の交通に起因する障害を避けるため、普通免許の技能試験を道路施すための規定を整備し、並びに指

習所に関する規定を整備し、初心運転項について規定する等、初心運転者の徹底とその資質の向上をはかるため備するとともに、免許証の有効期間に定を整備すること等をその内容として

項目ごとにその概要を御説明いたします。

普通免許の技能試験の方法について、これを道路において行なうことと設けようとするものであります。

者等の政令で定める者を除いて、仮免
け、過去三月以内において五日間以
て総理府令で定めるところにより運転
た者でなければならぬこととするも

路上における練習や試験等のための

の種類と有効期間を定め、練習のためには一定の

資格のある者の指導を受けなければならないこととするとともに、仮免許要件違反について罰則を強化し、仮免許練習標識の揭示義務の違反について罰則を設けることとする等がその内容であります。なお、仮免許の取り消し処分制度を設けると

ともに、假免許に関する事務の合理化をはかるため、假免許を与えること及びその取り消しに関する事務は、警察本部長等に行なわせることができることをその内容とするものであります。

第二は、初心運転者に対する運転教育の徹底を

はかる等のための規定の整備であります。

その一は、指定自動車教習所における教習水準を高め、運転者の資質の向上をはかるため、指定自動車教習所の指定基準等に関する規定を整備し、指定自動車教習所の技能検定員を公務に従事

その二は、初心運転者の順守事項についての規定ですが、普通免許を受け、免許経歴が一年に満たない者は、自動車の前面及び後面の総理

その三は、初心運転者の保護についての規定で

ありますが、仮心運転者または仮免許練習中の運転者が標識をつけた普通自動車運転しているときは、他の一般の運転者は、危険防止のためにやむを得ない場合を除き、その普通自動車の側方に幅寄せをし、またはその普通自動車が前方に追突

第三は、免許証の有効期間に関する規定その他の規定の整備であります。

その一は、免許証の有効期間に關する規定についてでありますが、免許証の有効期間の末日をそ

の者の誕生日とすることによって、うっかり失効を防止し、あわせて更新時期を平均化することによって、免許事務の合理化をはかろうとするものであります。

その二は、運転免許の手数料に関する規定であります。路上試験の実施に伴い、手数料の限度額千円を千五百円に引き上げることと内容とするものであります。

その三は、国家公安委員会が都道府県公安委員会に対して行なう指示についてであります。現行の高速自動車国道のほか、政令で定める自動車専用道路を国家公安委員会の指示権の対象に加えることとし、その他所要の規定を整備することと内容とするものであります。

なお、この法律の施行日については、初運転者の標識指示義務及びその保護に関する規定、国家公安委員会の指示権に関する規定等は、昭和四十七年十月一日から、路上試験の実施等に関する規定、指定自動車教習所の指定基準の整備に関する規定、免許証の有効期間に関する規定等は、昭和四十八年四月一日から、その他の規定は、この法律の公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに、御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

続いて、警備業法案の提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました警備業法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

警備業、いわゆるガードマン営業は、社会の需要に応じて近年急速に増加し、今後なおふえるものと思われま。

じてきております。

このような情勢にかんがみ、本法案は、警備業務の実施が適正に行なわれるよう、警備業者及び警備員についての人的制限、業務実施の原則、服装、教育等に関して必要な事項を定めようとするものであります。

次に、本法案のおもな内容について、その概要を御説明いたします。

その一は、警備業者及び警備員について一定の欠格事由を定め、これに該当する場合は、警備業を営み、または警備業務に従事することができないこととしております。

その二は、警備業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会及び営業を行なおうとする地域を管轄する都道府県公安委員会に対して、その旨を届け出なければならぬこととしております。

その三は、警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつては、基本原則として、特別な権限は有しないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、または個人もしくは団体の正当な活動に干渉してはならないことを規定しております。

その四は、警察官等の制服と明らかに識別できる服装を用いること、護身用具の携帯について、都道府県公安委員会規則によつて制限できると、警備員に對し必要な教育及び監督をしなければならぬこと、警備員の名簿等を営業所に備へつけること等について規定しております。

その五は、前記の規定を担保するために、都道府県公安委員会は、警備業者に對し、必要な報告を求め、警察官にその営業所に立ち入り検査させることができることとしております。

さらに、都道府県公安委員会は、警備業者またはその警備員が、本法案の規定または警備業務に關し他の法令に違反した場合において、当該警備業者に對し、必要な指示または営業停止の処分ができるほか、特に、欠格事由に該当する者が警備業を営んでいるときは、その営業の廃止を命ずる

ことができることとしております。

その他罰則規定など、所要の関係規定を設けることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○中村(弘)委員長代理 以上で、両案に対する提案理由の説明は終わりました。

○中村(弘)委員長代理 引き続き、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。細谷治嘉君。

○細谷委員 さつき質問をしたけれども、お答えしますか。

○加藤説明員 先ほどちよつと舌足らずでございましたけれども、交付税率の二・五％分が五百八十六億でございます。そのほか、御承知のように、四百十四億、合わせて千億一般会計からの措置をいたしたわけでございます。そのほか起債が千二百億、合わせて二千二百億。あと、公営企業とかが二、三百億あります。基本的に二千二百億の措置をいたしました。今回の場合は、先ほどからの議論のとおり、約八百億の措置をいたしております。前回の場合は、交付税の絶対額が前年を下回る。今回はそれでも千四百億の巨額の増額がある。

もう一つは「引き続き」という点でございますけれども、四十六年の補正時にあいう五千億ばかりの財源対策をやらざるを得ない状況に地方財政が達着いたしました。四十七年度予算の場合も同質の問題でございまして、非常に内外の異例の事態ではないか。この二つの観点から、また先ほどのお答えになっていないかわかりませんが、少なくとも、交付税率を上げる必要があるのかどうかに申しまして、交付税率を上げても、まあ、上げ方にもよりますけれども、国のほうも、先ほ

ども申しましたような財源事情でございますから、なかなか大きな金額は出てまいらぬわけです。観点を全然変えまして、現実的な角度から考えましても、そういう今回のような財源措置のほうに妥当ではなからうか。

もう一点は、借金とか地方債の問題でございますが、先ほど来議論がありましたように、公共投資系統の財源は相当程度地方債に依存しているのではないかと。要するに、現在のパブリックセクターが約二割、民間部門は約八割という資源の配分になっておりますが、増税をやるか、あるいは借入れ金をやる以外に、民間部門から資源を公共部門に持つてこれないではないか。ですから、地方債のあり方という問題は、そういうふうな積極的なとらまえていいのではないかと。増税はなかなか困難です。それで、民間部門から資源を公共部門にもつと持つてこなければならぬ。どうしたらいいか。そういうような問題もあるのではないかと。もう一つは、四十七年度の財政対策というのは解決できなかったのではなからうかというふうには私は考えております。

○細谷委員 私は、何もかも交付税で見ると言うのではない。あとでちよつと質問しますけれども、いまのような、補助金的な性格を濃くしている交付税というのは、いろいろな問題が出てきていると思うのです。そういう中において、無制限に交付税率を上げるなんて私も考えてないのです。しかし、筋の問題としては、ずばり言えば、あなたのはうは、都合が悪いというので、やるべき所得税の減税なんというのとは去年やたらからやめたこととやっているではないか。それで地方のほうをやらしたでしよう。地方税と住民税、国税と所得税、性格は違ふのだと言っているが、肩がわりさせないでいいのですか。所得税は何もやっていないでしやう。今度補正予算を組む場合には、所得税の減税というのは大きく取り上げるのだときやうな新聞に出ていまして、自分のほうが都合が悪いというので地方にやらせた。地方もやらなければ

ばいかぬ客観情勢はありましたけれども、そういうことは問題です。

大蔵にお聞きしますけれども、今度の地方債計画というのは、最初に、政府資金の九千六百億をきめちゃったのだね。そして、そのうちの千六百億は交付税のほうだ。それはきまっちゃったのでしよう。この九千六百億というのは、大蔵原案の段階ではいいかもしれませんけれども、そこまであなた方考えるなら、なぜ最終段階まで動かさなかったのですか。利子の高い、自己資金という名においての市場の縁故債、これをめちやくちやふやしたでしょう。そこまでおっしゃるなら、なぜ政府資金を出さなかったのです。九千六百億をまづきめた。そのうちの千六百億というのは交付税の財源ですよ。これを特会で借りない、残りが地方債の原資です、こういうかっこうになったのでしよう。おかしいじゃないですか、あなたの言うことは。そうじゃございませんか。

○加藤説明員 御案内のように、地方債計画のほうは理財局の分組でございまして、私、当然、地方財政を監督するものでございましてから……。

九千六百億というのが地方債計画の中の政府資金でございまして、千六百億は特別会計が借り入れるわけでございまして、これは九千六百億の中の内訳ではございません。

それから、なぜ九千六百億が先にきまっちゃったかという点でございまして、これは、先ほどの、なぜ千五百億がきまっちゃったかというのと関連がございまして、自治省のほうの想定されました地方財政計画に基づいて、それぞれの団体、交付団体と不交付団体に分けて、それぞれの財政需要、財政収入を計算いたしまして、一般会計のほうでどれだけ——先ほどのお話のように、経常的な経費は極力一般財源で埋めていく、投資的な経費は借り入れ金なり地方債でいくというような計算をいたしました結果出てまいったものでござい

○細谷委員 最初に九千六百億あったのですね。

そうでしょう。千五百億をきめたんでしよう。それから政府資金のほうは九千六百億出しますよ、その中には交付税の千六百億も入りますよ、と、きめたのでしよう。そうして、あと足らぬ分は縁故債をかき集めたのでしよう。それが真相じゃないのですか。違う違うと課長が首を振っているけれども、あなたのところの次官が「都道府県展望」という雑誌に書いておるのだ。「地方債計画の中の政府資金と特会借入れの額と両方合せて総額を決めたいという話が、大蔵省側から出されて、いろいろ進りとりあへく、現在は千六百億円の借入れと地方債計画の中の政府資金九千六百億円ということとで妥結した。」これは込みですよ。そういうじゃないのですか。

○鎌田政府委員 ちよつと私も御質問をとり違えておるのかもしれないけれども、千六百億が九千六百億の中に含まれておるということとでございまして、それは事実と反するわけでござい

ます。九千六百億は、地方債計画の中の政府資金の総額。千六百億は、交付税特別会計が資金運用部から借り入れる、交付税のほうに回る財源。こういうものでございまして、これは両方は別のものでござい

ます。それから、九千六百億が先にきまっちゃたのではないかとこの点でございまして、これにつきましては、明年度の地方債計画、その中の普通会計債の規模をどの程度にするかということのからみ合

いにございまして、これは御案内のとおり、政府資金の確保ということが重大でございまして、政府資金について、私は、率直に申し上げます、政府資金に

で込みにしておりましたけれども、千六百億と九千六百億をきめちゃった。ところが、公共事業というのは、大蔵原案から伸びたのでしよう。伸びていますね。大蔵原案と、最終予算の中で、公共事業はかなり伸びたのでしよう。そういう中において、最初きめてしまつて、そして公共事業というのは地方債でやるということを考えなければならぬと大蔵が言っているが、なぜこれを動かさなかったか。たとえば九千六百億は動かしてもいいじゃないか、こういう議論が出るじゃないか、こう言っているのですよ。どうなるんですか。

○加藤説明員 非常に説明がむずかしい問題でございまして、公共事業が政府原案よりふえましたことはふえましたのです。したがって、地方債も動くのではないかと御質問だと思ふのです。が、地方債の場合には、御案内のように、政府資金は、今回の場合、一兆七千億に対して九千六百億ということで、大体六割をちよつと切れたところ

でございまして、したがって、その間に、公共事業がふえたから地方債もどうしてもふえなければならぬという関係にはないのであります。

○細谷委員 話が飛んでしまつたのだけれども、四十六年度は六〇だったのです。地方債をふやした、五〇%も伸びたなんて言っているけれども、政府資金というのは、利子が安いのは五・五%

何%ぐらいにしかなくていいのだよ。悪くなっているじゃないですか。最初に千六百億と九千六百億ときめたのなら、公共事業が伸びたのなら、当然、九千六百億なり、あるいは千六百億の、どっちかを動かしてもよかつたのではない

か。千六百億というのは千五百億との関連です。動かさなかつたにしても、動かしてもよかつたのじゃないか。こういうことを私は言っているわけだ。

しかし、こんなことでは時間がかかるから、そこで私はちよつと尋ねたいのですが、この交付税の配分の全体計画。四十一年と同じようなことでありますけれども、投資的経費は、基準財政需要額の増加は都道府県においてはゼロですね。

ということとは、全部地方債でやれ、こういうことです。ところが、その地方債というのは、さつき言ったように質が悪くなった。四十一年度には特別事業債というのが出たわけですね。そして、特別事業債というのは、大蔵が途中で約束に違反して、元利補給しておたのですけれども、途中食い逃げをしたのですよ。三、四年間元利を見た。そしてあと、地方財政がよくなったということをやめてしまつた。国会に対する約束を破つたのだからけしからぬことだと思ふのです。ところが、今度は、投資的経費はゼロにしてしまつた。特別事業債を発行するわけじゃない。それは地方債で見ない。こういうことです。このことは、とりもなおさず、いまや今日の地方交付税制度というのは破綻したと申していいと思ふのです。何か手がありますか。

○渡海国務大臣 四十一年度の措置に比較されまして、公債財源で、公共事業費の景気浮揚のための事業を拡大すると、当然、これに対して、地方財源として一般財源の中から見るべき公共事業の分を、国の責任において措置すべきではないかという意味で、四十一年のとき、確かに、交付税で足りない分を、その分に限っては特別事業債という名前で元利補給をされた。これと今回の制度が違つておるといふことは事実でござい

ます。しかしながら、あのときの経過も、御承知のとおり、特別事業債という起債の中で、そういった意味で名前をつけまして、予算措置としてされましたが、法律化されましたのは、その後、二年後でしたが、四百五十億の貸し借りを行ないましたときに初めて法律化して、特別事業債元利補給金というものになり、その後法人税の一・七五%増徴に伴う地方財源へのはね返りとともに、この法人税の増徴が行なわれておる間は、特別事業債の元利補給は交付税の中において行なうというふうな姿で、もとに戻つたというふうな経過をたどつてまいりましたことは、細谷委員御承知のとおりでござい

議論、わからぬではございませんが、その後、地方制度調査会等におきましても、公共事業そのものが非常に限られた地方に配付される、それは公共事業そのものの性格によりまして、やはり特定の地方団体に片寄るということもあり得るということから、元利補給つきの起債というものは補助金と変わらぬような性格を持つておるものじやないかというふうなところから、種々議論が出てきたような点もございいます。そういうような点もありましたので、これらに対する分は、今後、国と地方財政とのあり方において検討を加える。この前の特別事業債の検討というものがそのような経過をたどってきたことによりまして、そういう資で考えるべきでなからうかというふうな議論もございまして、今回は、財源措置としては地方債を充てましたが、その分を元利補給つきの特定のものにせず、国と地方財政全般の今後の推移をながめながら処置していく。とりあえずは地方債をもって行なうというふうな措置をさせていただいたというのが偽らざる予算折衝のときの経過の姿でございます。

そのような姿で、今回、公共事業に対する分は地方債をもって充てる。なるほど、その地方債も、いま申されたように、質が悪くなつておるじやないかということ、御指摘のとおりであらうと思ひます。しかしながら、絶対量においては相当額伸ばしていただきましたし、また、国の行ないます財政投融資の中の政府資金、これの伸びは三三%ほどございましたが、その中において、地方債で四六、七%まで伸ばしていただいたというところでございます。地方債がふくれました関係上、地方債の中に占める預金部資金の率は、五九%から、御指摘のとおり五五・四%に下がりましたですけれども、国の財政投融資の中の預金部資金の伸び、その中では、相当額上回った率で、地方債のほうへ回される絶対量としてはふやされたという姿でございます。私たちも、地方債そのものの中でも率をふやしたかったのでございますが、そこまでいかに、その程度にとどまらざるを得なかつたというのが事情の経過でございます。

御指摘の点、私も重々わかりますが、そういう国の財政とのつり合いもございますが、ここで了承せざるを得なかつたというのが予算折衝における経過の姿でございます。率直に申し上げておいていただきまして、御批判は御批判として受け、今後とも、質の拡大、地方財源の充実等にはがんばりたい。かように考えておるような次第でございます。

○細谷委員 それでは、端的にお尋ねいたしますが、平年ベースで今度の国の予算に対応するものとして、投資的経費における道府県と市町村のあべき需要額の増加額は幾らになりますか。

○鎌田政府委員 ちょっと資料を調べておりますので、暫時時間をいただきたいと思ひます。——失礼いたしました。あるべき投資的経費の規模といたしまして、あるべきというものを、今度の四十七年度の基準財政需要額の計算におきまして、投資的経費から地方債に振りかえることをやらなかつたとするならばどういう形になつたであらうかということが間接的な答えになるのではないかと思ひまして、その数字を申し上げますと、お千元の投資的経費の数字千四百九億というものがございまして、それに二千五百八十八億をプラスしてみますと、約四千億程度の数字になろうかと思ひますが、これが投資的経費の増加額の一つの目安かというふうに存じます。

○細谷委員 左のほうから、道府県の交付、不交付、ずつと数字を読んでいくてくだされ。

○鎌田政府委員 道府県で、交付団体分三千七百十四億でございます。これは投資的経費と全部ひつくるめまして——いま私が申し上げておりますのは、合計(A)欄というので、二千三百二十八億という数字がこの基準財政需要額の合計欄にございまして、道府県交付団体分二千三百二十八億というところがございます。

○細谷委員 そんな数字ありますか。この五ページのやつを私は聞いているんだ。この表で、2の

ところだけ言つてもらえばいい。合計欄でなくていいんだよ。

○鎌田政府委員 その合計欄の数字をちやうど私持つてくるものですから……。

○細谷委員 じゃ、合計欄でいい。

○鎌田政府委員 その数字を申し上げます。二千三百二十八億に千三百八十六億がプラスされまして、三千七百十四億になります。それから不交付のところが、六百三億に五百七十八億プラスいたしましたので、千八百一十一億になります。二千九百三十一億のところが、千九百六十四億プラスになりまして、四千八百九十五億になります。それから市町村の交付のところが、三千二百七億のところが、三百四十一億プラスになりまして、三千六百四十八億でございます。それから、市町村の不交付の五百二十二億に二百八十三億プラスになりまして、八百五十五億になります。計欄で、三千七百二十九億に六百二十四億プラスになりまして、四千三百五十三億になります。それで、合計欄の交付欄でございますが、五千五百三十五億に千七百二十七億プラスになりまして、七千二百六十二億。それから不交付欄で、千二百二十五億に八百六十一億プラスになりまして、千九百八十六億。合計、六千六百六十億に二千五百八十八億がプラスになりまして、九千二百四十八億になります。

○細谷委員 ありがたうございました。大臣、二千五百八十八億、これはいろいろ問題があるのですよ。たとえば特別補正で、事業費補正というのがばく大な金額になつておる。それを落とした形でいろいろ問題がありますけれども、二千五百八十八億というのは、本来ならば交付税で配らなければならぬものがカットされておるわけですね。これは四十一年のときには特別事業債で補てんされて、当時たしか全体として九百十六億かと思うのですけれども、今度は規模が大きくなつたから二千五百八十八億ですね。言つてみますと、三倍に近いものがカットされておるわけです。しかし、公共上やらなければならぬわけですね。それをやる場合に、地方団体は地方債を発

行する。その地方債は質が悪いとまてゐるわけですよ。どうするのですか。これを。大蔵省と折衝されるでしょうけれども、自治大臣としては、これは一体どうするのですか。来年度以降のことになるでしょうけれども、ひとつ自治大臣の決意をお聞かせいただきたいと思ふ。

○渡瀬国務大臣 二千五百八十八億の公共事業の増強に伴います分は、これを起債に充てる分は、交付税算定で出さしていただいておりますように、府県及び指定都市といった、財政の規模も大きく、財政の弾力的運営のできる地方公共団体で、地方債という財源で措置していただきたい。そういうふうな姿で、いま御審議願つております交付税の財政需要額の伸びというのを見さしていただいておりますのでございまして。一般の市町村に対して、普通の交付税、一般財源をもって財政需要もながめ、交付税もお渡しできるようにできただけで、激変を緩和するようにさせていただきます。府県並びに財政規模の大きいところには弾力性をもって財政運営をやつていただき、今後の国と地方との財政運営の措置をながめながら、これらの補てんを考へ、将来地方財政が円滑に運営できるように措置をすることが私たちの念願である。二千五百八十八億の分に対しまして、そういった後年度の地方財政のあり方の中で解決をはかつていきたい。この前行ないました九百十六億の特別事業債に対する措置も、法律で、いま御指摘のとおり違反をしたじやないかと言われますが、そういう観点で、大きな目での、国と地方の財政のあり方の中で措置されたというふうな経過もございまして、そういう姿で措置されなければならぬ。かように考えておる次第でございます。このような姿は一時的な地方財源の落ち込みであり、また、国の落ち込みも一時的なものであり、必ずや回復して、後年度において措置し得るものである。また、措置せなければならぬものである。かように私たちは考え、本年度は特に特別事業債というような形をとらしていただく

なかった。こういうような姿でございしますので、先ほど述べたとおり、抽象的な答弁になります。が、そのような考えのもとに行なわせていただいたのが今回の措置でございしますので御了承願わりたいと存じます。

○細谷委員 どうしてもこれは納得できないのですよ。四十一年度のときには、投資的経費をカットした。本来伸びるべきものをカットして、特別事業債を充当した。その特別事業債というのは、元利を、トカゲのしっぽのほうを途中で切られましてたけれども、とにかく、元利は、一番支払いが山になるまでは国が見たわけですね。そうして地方も、あるいは国も、景気の回復によって、二・五％という交付税率の引き上げというのが纏いてきて、どうやら埋めたわけですね。つまり、元利を補給してやった。それから二・五％という交付税率の引き上げがあったものですから、当時は、交付税は借金してないわけですから、四十二年以降四十五年までの間にどうやら埋めることができたわけですよ。今度は交付税率はストップでございまして、その上に千六百億は借金で交付税は配つてあげますよ、こういう形でしょう。そうして、投資的経費は、公共事業が景気を刺激して景気を盛り立てる柱なんだと言つて地方のほうにどんどん押しつけながら、それは地方債でやりなさい、元利はこの前のように見てあげませんよ、その地方債の利子は高うございまして、では、これでは踏んだりけたりじゃないですか。これでは、地方が、福祉日本をつくるんだという国の一つの財政運営の方向転換に幾ら協力しようといつたって、全然できないでしょう。大臣、これはもっと折衝しなければならぬでしょうけれども、政務次官は、地方の財政というのは非常に重要だと言つて、私の考えと同感なんです。そうなりますと、いまの大臣のことはでは踏んだりけたりです。国の財政というのは、国債に抱かれた財政だと言つておられます。今度の地方財政計画は、地方債に抱かれた地方財政計画だと言つても過言ではないと思うのです。にもか

わらず、その交付税は切り落とした。切り落としたものは利子の高いものでやりなさい、四十一年度とは全く違います。元利も見てあげませんよ、という形では、とてもじゃないが、協力しようにも協力できないでしょう。そう思うのですよ。何としてでも、これはカットしたのならカットしたで、ひとつ元利を補てんしてもらいたい。今度

は、これをそのまま基準財政収入額と差し引きしますと、府県のほうは収入額は伸びておりませんから、その差額でいきますと、交付税の問題がありますけれども、その辺は合理的に調整をした上で、ちょうど需要額をこのまま加えて、今度の減った収入額で差し引いたら、確かに交付税では問題がありますから、それはまあ調整をして上げてやる。私は賛成できませんけれども、いままでの話を聞きますと、交付税というの、いままでも大体二・一前後伸びてきたのだから、これは二・二ぐらい伸ばしたのだから大体いいのだ、交付税というのは二・〇％ちょっと伸びれば大体いいのだという前提で物事を考えておられるようでありますけれども、これは、その伸びを前提にして考えることはおかしいと思うのです。おかしいと思うのですが、いずれにしても、そういうものから出てきておるのです。これは大臣、何としてでも、してもらわなければ、これはフィスカルポリシーと言うけれども、そんなものは平ちゃらですよ。その上にやればやるほど超過負担が加ふさつてくるのだから、これはやろうといつたってできませんよ。ですから、来年度は交付税を上げてやらなければとても調整できないのだ。あるいは、合理的な形において元利を補てんしてやるのだとか何とかしてやらなければ、これは話がつかぬと思うのですが、大臣、いかがですか。

○渡海国務大臣 細谷委員の御指摘、私自身が一番よくわかるのであります。二・〇％伸びても、交付税は伸びたが、交付税というものは元来財政需要額と財政収入額との差し引きであるという点からでしたら、財政需要額そのものを減らさぬことには、ほかの一般財源がふえるのですから、伸び

率は、交付税の額そのものは去年と同じように二〇％ふえたが、それだけの率はいかにないんだという御議論もごもっともでございまして。そのごまかしを、二千五百八十八億を、交付税の投資的経費を控除したからつじつまが合つていっておるのだ、そうしたにすぎないじゃないか、という御指摘もそのとおりでございまして。私たち、交付税額をこまめで持つていきますにも、少なくとも、いま申しましたように、府県並びに大都市におきましては、財政規模も大きい。また、弾力的運営も将来において行なうことができる。しかし、三千幾らの小さい市町村はそれを行なうことができない。その市町村に対しては、基準財政需要額

も、あるいはこれに対する交付税の配付も、大体従来のものの考え方では終始しなければならぬ。その限界はこれだけにしなければならぬというところから、予算折衝に、千六百億というふうな借り入れも特に加えながら、あれだけの額を確保していただいたのが、私の当時の予算折衝の胸のうちにあつた一番の大きな目標でございました。

いま、二千五百八十八億、カットされた分は当然元利償還すべき起債で見るときではないかというふうなことでございました。前の措置に比べましていままではあるべき姿の交付税の考え方からしましたら、そういう要求が出るのも当然でございします。当然でございしますが、いま申しましたように、この分は、長い将来の国と地方との財源調整の中においてながめていきたいところから出させていただいたのが筋でございします。それならば、せめて良質の起債を、それだけの分をあてがうべきでないかという御議論も当然でございします。昨年度の補正予算のときに組ませていただいたのに、八割までの預金部資金の金を起債の財源としたというのもそのためでございました。本年もその面は重々つとめたのでございしますが、いま申しますように、起債額がふえたために、総額の比率としては足りませんが、絶対額と国の預金部資金との財政投融資の中に占める伸びとでは、国としても相当地方財政に良質の起債を持つ

ていかなければならないという配慮のもとにされたんですが、こまめでしか及ばなかったというのが現実の姿でございしますので、御了承願わりたい。こう申し上げるよりほしかたがないと思うのでございします。

それともう一つ、財政需要額で見るときは姿の組み方しておりますが、これはむしろお答えしないほうがいいんじゃないかと思いますが、公共事業の姿そのものも、必ずしも、一般財源でこれだけの分はぜひとも確保しなければならぬんだという姿のものでもない。もし金があるのなら、当然、その姿でもって将来のことを考えて処置すべき点でございましたが、国庫財政においても金がない。地方財政においても金がない。しかし、やるべきことは、後年度の負担していただくような、やらなければならぬ事業でございします。この際は、国と同一歩調において、国が公債でまかないましたごとく、地方債をもつても行なうべきことは行なうんだということに踏み切りましたような状態でございまして、本年度の財政は、国は公債でまかなわれ、地方は地方債でまかなわれる。ともに借金財政じゃないかという御批判は受けなくちゃならないと私は考えております。しかし、いま申しました交付税率は、前のときは二・五％上げて処置した、来年度も交付税は上げるべきじゃないか、こういう処置に對しましては、私は、三・二％、二・五％の前に上げておいて、その後の経済の推移をながめまして、地方財政の改善に多々寄与したことは、もう細谷議員御指摘、御了承のとおりでございします。その姿、今日のようない経済情勢で一般的に不足になっておりますが、その三・二％率を上げることによつて措置すべき根本的な状態になつた。国と地方との交付税率そのものの率を上げるべき状態である。あるいは今年度のようとき、一時金をもつてこれを措置することによつて、長

るとながめまして、特例交付金というようなもので一応措置させていただき、交付税率は長い目でなめるといふ意味で、率の引き上げはこの際行なわなかつた。こういう姿でございます。御了承賜わりたいと存じます。

○細谷委員 いろいろあるのですけれども、自治省の長野次官が、四十七年度の地方財政よりも四十八年度の財政のほうがたいへんなんだと言っております。私はそのとおりだと思う。そのことを考えて私は申し上げておるわけです。ただ、私は、この投資経費については議論いたしましたけれども、四十五年度の例を見ますと、補助金的な性格を帯びたといわれるこの事業費補正というのが、都道府県において、四十五年度で千億圓。市町村において千二百十三億圓。合計いたしますと二千二、三百億圓という交付税総額の一〇%以上というものが事業費補正をやつた。しかも、この事業費補正というのは、四十二年から新設されたもので、急激にこの事業費補正というものがふえてきたところに、今日、交付税が補助金的な性格を帯びてきたという批判を受けておるものでありますから、そうなりますと、やはり、どうしても富裕団体のほうに交付税が傾いていく。こういうことになるわけですから、交付税の本質にもかかわる問題であります。この辺にも私は異議がありますけれども、しかし、交付税の全体計画として、こういう問題について、二千五百八十八億もやつて、切り落としておいて、あとはおまゑに協力できない。この問題については、ひとつ具体的に、自治大臣が責任を持って善処していただきたいということを申し上げておきたいと思うのであります。

時間がありませんから、最後に一点。
先ほど来ちよつと意見もあつて、鎌田財政局長の持論のようでありまけれども、長野さんの意見にも、大体地方財政が苦しい一つの理由というのは人件費だと言っているわけです。給与関係費だ。いかにも、給与関係費に責任を負わしてお

れるのです。ところが、地方財政計画を見ても明らかなことは、給与関係費というのは、昭和二十年代には四〇%であつたのです。三十年代になりましてずつと下がりまして、今度の地方財政計画では三〇%になつたのです。構成比は、給与関係費は一〇%落ちてゐるわけです。その一〇%というのはどこへ行つたかといふことです。大体において公共事業と単独事業のほうに行つてゐるわけですよ。端的に申し上げますと、給与費を削ることによつて公共事業をやつてゐる。こういうことが地方財政計画の構成比を見るとさう言えるわけですよ。ところで、国家公務員の平均より高いとか安いとか言つておりますけれども、国家公務員というのは全国なんです。ところが、指定市なら指定市のところは、国家公務員の平均よりも、どうも二〇%くらい高い、けしからぬ、こう言つておりますけれども、指定市の人はみんな都市に住んでゐるわけですよ。国家公務員は全国平均でありますから、これはやはり都市のほうの生活費が高くなるわけですから、一がいにくい問題が指摘すべきではなくて、それはやはり地方自治であるから、自治体独自でやつていくべきだろうと思ふ。しかし、マクロで見ますと、一〇%くらいの給与関係費が、地方財政計画全体の中で割られて、公共事業費に回つてゐるというのが今日までの歴史的な地方財政計画の状況なんだ。こう思ふのです。

そこで、私は、今度の地方財政計画を見て、これは交付税とも直接関係するわけでありまけれども、四十七年度の計画人員が百九十一万四千二人。これだけ計画してゐるのです。この中には沖縄の二万五千人が入つてゐるわけですよ。そういったしますと、今度のこの地方財政計画では、二万三千五百七十七人というのが増になつておりますから、沖縄の二万五千人を差し引きますと、計画人員といふのは四十六年より落ちておる。こういうことになるわけですが、私は、予算委員会の際に、分科会で、公害監視員について、これは行管から指摘がありましたから、こういうものを、機

関があつても、適当な技術者、職員がおらぬためにほこりを浴びてゐるじゃないかといふことを指摘した。自治省としては、地方財政計画の中で十分見ているのだという説明がありましたけれども、十分といふことはひとつ鎌田局長取りはずしていただきたい。これは足りないのです。行管が指摘してゐるわけですからね。と同時に、この百九十一万といふのは、大抵現在おる地方公務員の計画人員といふのは、実人員の八割か七割五分くらいしか当たらないと思ふのです。でありますから、地方財政計画とその年度の決算額とを見ますと、給与関係費でおおよそ二割くらいの違いが起つてくるのです。それは途中でベースアップもありましたけれども、二割くらい起つてくる。実人員が二割五分くらい違つてゐるわけでありましますから、計画人員に入つておらぬで。給与の低いほうでありますから、二割五分くらい実人員が少なくても給与が二割近く計画を上回るといふことはあたりまえと思ふのです。

そこで、私は、申し上げたいこと、質問したいこと、要望したいことは、いままでも何年ごとかに、三年ごとくらいに、調査に基づいて、実際に即するように、計画人員を実人員に近づける努力をしておつた。今度は努力じゃなくて、減らすほうに計画人員をやつた。これはやはり、今度の交付税総額が、内容においても質においてもきつめて貧乏だといふことから出てゐると思ふのでありますけれども、これはひとつ実際に即するように直していただかなければならぬ。行管の指摘もあるわけですから、こう思ふのです。これについてひとつ大臣のお答えだけを聞いて、いろいろと問題点はありますけれども時間もありませんから、質問はききようは保留しておきたいと思ふ。あとまた大臣にゆつくり質問したいと思ひます。

○渡海国務大臣 いまの実人員の分でございますが、五年目ごとに実態調査をやりまして、できるだけ地方財政計画が地方の実態に合うように、これは決算と計画で、地方財政計画は標準でございまして、地方自治は、それぞれの決算は自治体

でございまして、差があるのは当然であらうと思ひますけれども、できるだけ実態に即きなければいけません。人員を埋めて合致するように、五年ごとですか、実態調査をやつておりますが、その計画もせずに、これは金のために人員を切らざるを得なかつた。こういうふうな姿で、私自身作業をやつたものではないのですが、そういういま御指摘のようなものには私はやらせるつもりもございませんでしたし、金のためにどうこうといふことはなかつた。こう思ふのでござい

いま前半に御指摘のございましたところ、人員が減ることによつて建設費がふえてきたといふことは、私は、これは細谷さんと同様に認めるものでございします。しかも、給与そのものも、地方自治体であるから下げろといふことは言い出すべきものでない。ただ、かように考へております。ただ、指定都市とか、さういったところでの給与、これは都会だから高いのだ、国家公務員は全国平均だ、こう言われておりますが、国家公務員は、いまの手当その他によつては違ひますけれども、事実、国家公務員と東京都の公務員では相当大きな差がついておるということも私自身実情を知つておるところでございします。いま細谷委員の御指摘をされたところのものは、ただ、地方自治体が入れます関係のときに、国家公務員のよ

うな姿で優秀な者を入れることができない。民間企業との関係もございまして、やらざるを得ぬ点も認めますけれども、国家公務員と比べて、人員管理において、都市において適正であるといふような点は、まだまだ努力せなければならぬじゃないか。かように考へておるのでございします。

地方公務員の人員の場合におきましては、人そのものが事業であるといふふうな、警察官とか消防とか、あるいは学校教員とか、そういうものが多いものでございしますから、ベースアップその他の場合におきまして、私たちもそのように申し上げますし、節減のときも、閣議等でもそのような発言はいたしております。しかし、一般職員にお

きまして、限られた範囲の中でまだまだ効率のあがる地方財政の運営をやっていたいただきますように——住民の目に映っておる姿というものは効率ある行政運営という点において、なお批判があると言ったら語弊がございませうけれども、私たちも努力せなければならぬ点もある。このように認めまして、その部面においてもできるだけ行政の能力をあげていただきたいということは要望をし、地方住民の要望にこたえられるような行政運営のあり方ではないかな。このように考え、指導しておるのでございます。

いま申されました点、私も重々承知はいたしておりますが、ただ、一点の違いは、財政が悪いために人員を切らざるを得なかったということ、私はそのようなつもりでこの計画を組んだつもりはございませんから、後ほど局長にも答弁させていただきます。この点だけは、一点、私、いま御指摘を受けてまして、そんなことはなかったということ、弁解的な答弁になります。御了承を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○細谷委員 一言。昭和四十四年度という、不景気なときです。四十四年度に、地方公務員給与の実態調査によつて十一万八千五百人、学校基本調査によつて七千八百八十一人、合計十二万六千三百八十一人の規模は正を行なったのでしよう。それから、昭和四十三年に、規模は正二万七千九百三十二人やつておるわけです。そして四十五年度に、やはり給与実態調査に基づく規模は正二万五千八百六十一人やつておるわけです。五年目ごとに調査をいたしまして、一ぺんにできない場合には、その間にはさんでこの規模は正というものをやったわけです。自治省のつくる地方財政計画というものは、自治体にとって、予算編成運営上の一つの基本になるものでありますから、それは少なくとも、やはり決算によりアプローチをするという形で計画はつくらるべきである。そう思うのであります。給与関係費というものについて二割近い誤差が起るの、職員というものを、こ

とさら実態と違さけて、二割五分も違さけておるところに問題があるわけですから、自治省の言い分もありましようけれども、適正な規模は正というものを、一ぺんにできなければ、年々やることが交付税を合理的に配分することにもなりますし、地方財政計画がより信頼が置ける計画になる。こういうことを申し上げて、善処方を要望しているわけです。

あと、保留しておきます。

○中村(弘)委員長代理 二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後二時二十分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。和田(一)郎君。

○和田(一)委員 午前中からいろいろ質疑があったので、重複する点が多々ありますけれども、ひとつ、私なりに聞いていきますので、御答弁をお願いしたいと思ひます。

まず、ちよつと話が飛躍するかもしれませんが、全国新幹線鉄道整備法という法律があるわけですが、この法律を見ますと、「地方公共団体は、ちよつと読んでみまうと、「地方公共団体は、新幹線鉄道が当該地方の開発発展及び住民の生活の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道に關し、その建設のために必要な資金について、その建設に要する土地の取得のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあるわけですが、どの程度の援助、またはどの程度の財政措置なのか、その点ひとつますお聞きしたい。

○鎌田政府委員 この法律の規定によりまして、地方団体が国鉄当局から求められておりますのは、用地のあつせんでございますとか、あるいは

利用債の引き受けといったようなことを求められておるようでございます。いま、私どももいたしましては、新幹線というものは、やはり国家的な大動脈を形成するわけでございますし、新幹線の建設というのは、ローカルな問題というより、明らかにこれは国家的な問題でございますので、土地のあつせん等は別といたしまして、利用債といったようなことについては、地方公共団体が引き受けるべきではない、あつせんというところが限度ではなからうか、というふうに考えております。

○和田(一)委員 そうしますと、これは自治省との十分な話し合いのもとにできたのだと思うのですが、ほんとうはどうなんですか。

○鎌田政府委員 はなはだ申し上げにくいことですが、これは議員立法でございますので、私どもは、当時、利用債の引き受けを内容とするような規定は困りますというのを申し上げたわけでございますが、これは政府立法ではございませんで、議員立法でございますので、私どもの意見は顧みられなかったということでございます。

○和田(一)委員 議員立法であつても、多少の相談はあつたと思うのですが、いすれにしても、「必要な資金についての援助」ということについて、いま、鎌田さんの答弁だと、あつせんまですぐ適宜じゃないかというお話ですけれども、結局、利用債の引き受けであるとか、あるいはまたいろいろな資金繰出だとかいう、そういうことは現実はどうでしょう。

○鎌田政府委員 最近でございますか、東北新幹線、それから上越新幹線につきまして、国鉄当局のほうから地方団体に利用債を引き受けようという話があるようでありまして、実は、私ども、この問題については、全然事前に話も聞いておりませんでした。たしか、予算の第三分科会の席でこの問題が出されました。私どももいたしましては、従来の既定の方針でこの問題には対処するつもりでおります。

○和田(一)委員 いろいろなことが考えられるの

ですけれども、通過するところでも全然利用のできないところがあるわけですね。もう一つは、こういうところもあるのです。新幹線をつくる。そして、鉄道としては、新幹線の用地だけを買収するわけですね。ところが、用地だけじゃだめなんです。側道をつけなければならぬ。その側道というものは、でか上がつてしまつと、結局その地方公共団体が引き受けなければならぬような形になつていく。しかも、土地のほうまでも相当な金額で引き受けなければならぬ。こういう事態が起きてくるのが現実なんですね。それについての話し合いはどうですか。こういう法律が議員立法でできてしまつたからというのじゃなくて、現実に地方公共団体の一つの大きな問題としてあるとすれば、何らかそちらのほうも考えなければならぬと思ひますけれども、その点どうでしょう。

○鎌田政府委員 正式に私どもも全然話を受けていない段階でございますので、何とも申し上げかねるわけでございますが、鉄道との関係におきましては、御存じのとおり、昭和三十一年代だつたと思ひますけれども、運輸省のほうと私どもの間で話し合いが行なわれまして、いわゆるローカル線につきまして、駅舎の改造がある、あるいは線増がある、あるいは踏切をつくる、といった限られたケースにつきまして、地方団体が利用債の消化について資金のあつせんをするという骨子の考え方で処理をしておるわけでございます。新幹線というところになりますと、これはいろいろ御判断があるところかと思ひますが、何と申しまして、国家的な見地に立つて建設されるものでございまして、これについて、地方団体の利用債の負担を求めることはいかがであらうか。私どももいたしましては、そういう考え方で、この点についてはあくまでも主張を貫きたいという気持ちを持っておるところでございます。

○和田(一)委員 私が例として出したいわゆる工事用の側道ですね。そういったものをあとと地方公共団体が引き受けなければならぬということ、確かに道路ができていいかもしれないけれど

でも、できれば別にそういう経費はからないわけですから、その点についての御見解はどうでしょうか。

○森岡政府委員 新幹線を建設いたします場合の側道については、国有鉄道のほうで一部側道の予算を盛っております。ただ、地方といたしましては、国鉄の予算の中で処理します側道だけでは、騒音とかいろいろな問題がございますので、もう少し幅広くとりたいということで、それつけ加えまして、もう少し幅の広い側道をつくるというケースが出てまいっておりますのでございます。それにつきましては、適時必要な地方債を許可いたしまして資金に充当する。こういう措置を講じております。

○和田（一）委員 わかりました。そうすると、利用債の引き受け等のそういった話し合いも、ひとつ運輸省とそろそろ始めていた方がいいと思いたい。その点はどうか。そちらの主張を伺いたい。

○森岡政府委員 ただいま局長から申し上げましたように、予算の際に、新幹線の利用債についていろいろ論議がございました。自治省といたしましては、今の利用債がたしか六分七厘でございますが、非常に金利も安うございますし、それをそのまま引き受けないしはあつせんをいたしますと、当然地方公共団体の持ち出しになるわけでございます。こういう措置はとるべきではないという強い申し入れをいたしました。その後、実は、両省間の接触はございました。しかし、地元に対してある程度話が出ておるようでもございまして、地元地方公共団体の意見も聞き、遺憾のないような措置を講ずるよう運輸省と打ち合わせたい。かように思っています。

○和田（一）委員 政務次官、その点について。

○小山政府委員 地方財政を圧迫するようなことがありますが、私どもの好まないところでございまして、従来から、そういう問題については、行政指導の面で、国の行なうべきそうした事業に対して、できるだけ地方が負担をすることの

ないよう指導をいたしておるわけでございますが、今後ともそういう方向で善処したいと思いたい。

○和田（一）委員 これはいままでの質問の方々と重複しますけれども、今回の臨時地方特例交付金千五百億。この問題についてちょっとお聞きしたいのです。

まず、これはどういう性質のものかということ。交付税というのはよくわかっておりますし、それから国庫補助金とかいうこともよくわかっておりましても、臨時地方特例交付金というのは、大体どういうふうな特質があるのかということを伺いたい。

○鎌田政府委員 この千五百億の臨時地方特例交付金の出でまいりました経緯につきましては、これはすでに御案内のとおりでございます。明年度におきまして、地方税あるいは交付税といったものが伸びない。さらに、所得税の減税、地方税の減税というものがございまして、落ち込みを生ずる。かたがた、地方財政全般に、特に支出に對しまして財源不足が著しい。こういったものもろの要素を勘案いたしまして、昭和四十七年度限りの臨時特例の措置としてとられたわけでございします。この千五百億は、全額普通交付税に合算いたして配分をいたしたい。こういうふうに考えておるわけでございます。

○和田（一）委員 それで、この千五百億の金額ですけれども、これはどういうところからこういう千五百億円ときまってきたか。ひとつ答えてください。

○鎌田政府委員 千五百億の積算の根拠でございますが、これは、実は、午前中もその点をめぐりまして論議があつたわけでございますが、びたりこういう積算の根拠というものはございせん。結局、地方財源の全体の財源措置をしなればならぬが、最初私も一兆円と申し上げておつたわけでございしますが、ほぼ八千億程度にこれがしぼられてまいつたわけでございます。その八千億という財源不足というものを先ほど申しました所

得税の減税なり、あるいは地方税の減税なり、あるいは一般的義務的な経費に充当すべき財源不足、あるいは公共投資に充てるべき財源不足、こういうものをにらみ合わせまして、俗に三本柱と申しておるわけでございますが、一つは交付税に相当するものといたしまして、キャッシュで、という柱を一本立てる。もう一本の柱といたしましては、交付税特会が資金運用部から借り入れをする。三本目の柱といたしましては、地方債を増発する。こういう三本の柱といたしまして、一応明年度の財源対策を総合的に講じよう。こういうことで進んでまいりました。その過程におきまして、御案内のとおり、来年度の国庫予算におきまして、国税の自然増収は五千五百億。その中から千四百六十億が自然増収。それから、三百六十五億というものが沖繩に對します臨時特例。それから、千五百億というものが、ただいま申しました財源対策としての臨時特例交付金。あと、第二番目の柱といたしましては、千六百億の特会借り入れ。三番目の柱といたしましては、四千九百億の地方債の増発。その中の三千五百億の地方財政の根拠。こういうことでございまして、これは積算の根拠が、こういう根拠に基づいてこれだけという経過をたどつたわけではございません。

○和田（一）委員 この臨時地方特例交付金千五百億と、もう一つは、いまもおつしやつた交付税特別会計による借り入れ措置千六百億。このほうは返さなければならぬわけですね。この千五百億の場合は、返す必要はない。いずれにしても、これは地方交付税の落ち込みに對する措置には違いないわけですね。地方側とすれば、この臨時地方特例交付金に全部してもらつたほうが一番いいのです。ところが、なぜ千六百億という形になつてしまつたのか。その辺のところはどうなんですか。

○鎌田政府委員 先ほども申しましたように、国の一般財源の伸びというものが五千五百億程度しかない。その中から、結局、財源といたしましては、この五千五百億を含みます国税の収入の中から

持つてくるということになるわけでございします。で、結局、その国税の自然増収分をどういうふうな割合にするかというふうなことに相なりまします。国の場合でございますれば、もちろん、国家公務員に對する給与というものの当然増もあるはずでございます。そのほか、国債になじまない義務的経費の支出もあるわけでございします。で、結局、この五千五百億の配分といたしましては、先ほど申しました交付税の自然増収、それからこの千五百億、それから三百六十五億、こういったものをひくくるとしまして、大体二千八百億程度のものになろうかと思ひますが、半分以上のものを地方財源として付与をする。あと、いわゆる地方団体の義務的な経費を中心といたしまして、いわば先づきましては、交付税特別会計で、いわば先づきましては、交付税の増収というものを引き当てて資金運用部から借り入れをする。こういう措置をとつたわけでございします。

○和田（一）委員 よくわかるのですが、今回の措置で一応は地方公共団体がちよつと胸をなでおろしたのじゃないかと思うのですけれども、さあこれからのたいへんなことになるわけですね。いまの千六百億を返すのも、これから起つてくるであろういわゆる地方交付税の増収分を充てる。しかし、この増収分といつても、結局それだけ支出面がふえてくるわけですね。ですから、これから先の問題になって、大きくはね返ってくると思うのです。この点については相当大きな議論になつてくると思うのです。

まず、この千五百億についてもう一つ聞きたいと思ひますが、昭和四十七年度限りの措置で終わればいいけれども、ここでまた四の再切り上げとかいふような話もちんちん出ておりますし、現実には三百八十八億と下回つておるのが現状でございます。そういうことになって、そして不景気がやつてきた、さらに税収が伸びなくなつてしまつたというときにこの臨時地方特例交付金というのが出てくる。こう考えていいのですか。これは鎌田さんと加藤さんにひとつお願いいたしま

す。

○鎌田政府委員 問題は、かかりまして今後の景気の動向にあると思います。私も、ことしの景気の見通しをいたしましては、今年の秋から景気は回復過程に転ずるであろう。また、そういうことをねらいといたしまして今回の国、地方を通ずる財政措置も講ぜられたわけでございますので、ある程度景気も浮揚してまいる。そういうことを前提にして今後の財政対策も考えておるわけでございます。したがって、明年度におきまして、予算編成の際にどのような景気の動向に相なり、それが、地方税なり交付税なりにどのような形でね返ってまいるかというところは、これから半年余りの間の勝負になるわけでございまして、私も、ことしは一日もすみやかに景気が回復し、浮揚するということを強く期待をいたしておるわけでございます。もし万一、景気の浮揚というものが期待するごとくまいらないということになりましたと、四十八年度の地方財政対策は、ある意味におきまして四十七年度よりも深刻な問題になってまいります。そういうことがございまして、四十八年度の地方財政対策につきましては、ことしの財政措置というものにまきとるも劣らない措置をとらなければいまいというふうにも考えておるところでございます。

○加藤説明員 財政需要と財源のかね合いで、基本的には経済情勢によるかと思いますが、特例措置が恒例的にならないようなことを期待しておるわけでございます。できるだけ特例で終わりたい。目下のところはそういうふうには思いますが、しかし、先行きなかなかむずかしいとは思っています。

○和田(一)委員 ことし限りで終わってもらいたいというのは希望のように思う。もしもの場合があればいいんではないか。そのときはまた特例交付金になるんじゃないか。そういう答弁に受け取ってよろしいんですね。鎌田さん。

○鎌田政府委員 特例措置になりますか。あるいはもって抜本的な措置になりますか。これはやは

り国、地方を通ずる明年の財政環境と申ししますか、財政状況、あるいは地方財政の歳出面におきまます諸要因、あるいは地方税の増収の見通し、減税の動向、こういったものが全部からんでまいると思ひます。

○和田(二)委員 抜本的な改正になるかもしれないという、そのお話しは、結局交付税率のアップというところに解釈するのですけれども、政務次官、それでいいのですか。

○小山政府委員 ただいま局長から御答弁申し上げましたとおり、かかって経済の回復いかん。本年度は、そういう意味で、大きく経済回復を目標にした予算措置を私も講じておるわけでございまして。したがって、この結果いかによって、いろいろ税制上の問題も出てまいることと思ひますし、あるいは交付税率に触れるような点が出てまいるかも知れません。いずれにいたしましても、経済の動向を見まして、税制の面において処置できる程度であるか、あるいは大きく言って交付税率まで変更しなければならぬような経済的な見通しであるかは、その状況いかんによって私も考えていかなければならない問題だと思ひます。

○和田(一)委員 では、もう一べん政務次官にお聞きしますが、今回三千五百億の起債のワケが広がったわけですね。それ以外に一千六百億という借金があるわけですね。これはもうそういう経済情勢に來ていることは事実なんです。地方は借金を負わなければならないという。しかも、それは、何かという、交付税率がぐっと下がっているというところですね。だから、三二%では、もう地方の財政支出には間に合わないということですよ。そういう節が来ていることは事実なんです。ですから、いまの御答弁のように、これからまたそういう状況になれば交付税率をアップするようになるかも知れないというおことばですが、なぜ今回はそういうふうな話までならなかったのですかね。何かの小委員会で交付税率のアップを答申されておりますけれども、その点について何かあつたのですか。

○小山政府委員 御承知のとおり、今回の不況というものはきわめて短期的な現象である、したがって、早期に景気の回復をはかるというたてまえにたつて本年度の予算がつくられておるわけでございまして。したがって、現在のところは、特例交付金のようなもの、あるいは借り入れ金のような処置、そういうことによつて一応本年度の予算編成というものはなされたわけでございまして。したがって、不況が長期化するというような見通しになりますれば、おのずと考え方が違ってくるのではなからうかと思ひます。

○和田(二)委員 この議論をあまりやっていくとほかがでかくなりますので、次に移りますが、例の交付税特別会計によるいわゆる一千六百億の借金、これは八年間にわたつて返していくわけですね。そのほか三千五百億の起債のワケが広がっておりますし、地方債が地方財政計画で約九千三百億ですか。ですから、例年の四割くらいふえておるのですか。これは、問題は、各地方公共団体で、政府の景気対策のための公共事業に対する負担もあるでしょうし、いずれにしても、一つの大きな転機が来ていることは事実ですけれども、地方のいわゆる会計の中で、公債費の比率はどの程度までいいのかわかることとはちよつと論議になつておると思うのです。まだ、ここまでの話が案外煮詰まつていないようですけれども、その点の財政当局のお考えはどうでしょうか。

○鎌田政府委員 地方債がどの程度のウェイトを地方財政で占めることが適正かということにつきましても、非常に議論の余地があるところだろうと思ひます。また、びつたり明確な線を引くことはなほだんずかしいだろうと思ひますが、私もその考え方としては、一つの目安としたしましては、財源構成の中で、地方債というものがどの程度のウェイトを占めるか。どの程度まで許されるか。いわゆる地方債に対する依存度と申していいかと思ひますが、それからもう一つは、歳出の中で、地方債の元利償還に要します公債費

というものはどの程度のウェイトまでは許容されるか。特に、一般財源の中で公債費というものがどの程度のウェイトを持つところまで許容されるかということであろうかと思ひます。率直に申しまして、御案内のとおり、国と同じように、地方債も建設事業に対する財源でございまして、建設事業というものの対しまして地方債が張りついてまいるわけでございまして、従来、一、二の例外を除きまして、毎年の地方債の依存度でございまして、大体四〇%程度でございまして、今度八%程度に上がつておるわけでございまして、これはもう一つ地方財政全体としてマクロで判断をすることはちよつと危険であるわけでございまして、個々の団体について判断をしなければならぬわけでございますけれども、一応、しばらくその点をおきまして、マクロとして見ました場合に、地方債の依存度を八%というものは、この辺はまだ地方債に依存する余地というものはあるんじゃないだろうか。それから歳出面でございまして、現在、一般財源に對しまして地方債の占めておりますウェイト、これも大体四〇%から五〇%程度のところかと思ひますが、これにつきましても、私も、確たるものさしを持ってはいるわけでは、私ども、まづ、大体一〇%から一二、三%というところの辺までは、一般財源に占める公債費のウェイトというものは許されるのではないだろうか。そういうことを前提にして判断をいたしますと、ことしのこの程度というものは、その面から申しまして、まだ公債発行にたえ得る余力というものが地方財政全体としてはある。ただ、問題は、三千の個々の団体についてミクロ的に判断をしなければならぬわけでございまして、個々の団体におきましては、その公債依存度あるいは公債費の占めるウェイトのかなり高いところもございまして。私も、今後の、この三千五百億を含めましての地方債の配分の方針をいたしましては、財政力の相対的に強い府県や大都市というところにその起債をできるだけ振り向け、それから下の団体に対しては交付税を振り向ける。あるいは

は、起債を振り向ける場合におきましても、できるだけ政府資金を重点的に振り向けてまい。こういうふうな、個々の団体に応じまして、交付税と地方債の連動ということをきめこまかくやってまいらなければならないだろうというふうに考えております。

○和田(一)委員 公債費は大体支出のうちの一〇%から一五%までがいだろうというお話ですが、これはどこまでやった方がいいかと思ひます。確かに、それは、私ええいいんですから。しかし、問題は、それじゃもう、いわゆる社会資本の充実もできないということになってしまふわけですね。各地方団体の決算をちよつと見ますと、人件費であるとか、どうしても出さなければならぬ経費が約四割から四割五分ぐらい占めております。そこへまた一〇%ないし一五%というものは、これはもう、いわゆる地方独自の仕事というものはぐつとできなくなつてしまふ、三割自治が最近一割自治と言われたり、〇・五%自治になつてしまつてたいへんだと思うのですが、この点はもう少し学問的にびちつとした線はそちらのほうでは出ないのでしょうか。ただ、このくらいはいいんじゃないかということじゃなくて、数学的にも理論的にも出す必要があると思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

それで、ある市ですけれども、今年度は大体公債費が一五%ぐらいいてるところがあるわけですね。さあこれから先どうしたらいいかというやうなところになっているわけですが、現実にはそこまできているところがあるわけですね。その点についてひとつ……

○鎌田政府委員 先ほどちよつと申し上げかけておつたわけですが、いま私の手元にございます資料で一番新しいのは四十五年度の決算でございますが、これは四十五年度の一般財源でございますので、歳出決算額に占めております公債費の割合が、都道府県で三%、市町村で四・七%。この中に、いまおっしゃいましたようにかなり公債費の高い都市もございます。私どものところでは、

も若干抜き取りをして調べておりますが、大都市周辺、わりと人口増加の著しいところ、大体そういうところで公債に対する依存度というものがやはりかなり高くなり、その結果、公債費が高い団体がございます。そういうところに対しては、私も、個別的な財政診断というものも当該市町村の要請に基づいて行ないまして、公債費というものが重圧を加へ、財政運営に及ぼさないようにしてまいりたいと思つております。

ただ、社会資本の整備ということになりまして、恩恵が及ぶわけでございますので、社会資本の整備ということにつきましては、全体的な議論といふものを活用していいのではないだろうかというところで、先般国会にも御報告申し上げました地方財政白書で、地方債の活用ということの問題点として提起しておるということでございます。

それから、公債費の占めるべきウェイトということにつきましては、これは確かに、荒っぽいものさしでも必要だろと思ひます。これは学者の方々の間で、実はまだ定説がないわけでございますが、私ども、かつて、財政再建当時、地方団体の財政指導の一般的な考え方として、大体一〇%から一五%ぐらいのものを一応のめどにして指導したという経過がございます。

○和田(一)委員 加藤さん、どうでしょうか。地方財政を担うにいらつしやるのだから、その点についての御意見を大蔵省側から……

○加藤説明員 地方財政の前に、国の公債のときにも、四十年以上に及ぶ議論をやりまして、一つございましたのは、ドーマーという学者ですが、経済の成長スピードと公債のGNPに占める割合というものの関係の研究いたしました。成長率が高ければ、国家財政の場合、借金をかなりやつてもかまわないというやうな一つの式はございますが、日本の場合に当てはめると、各国と事情が違ひまして――たとえばアメリカの場合

は、公債の残高が議会で定められておりまして、いま四千五百億ドルくらいですか、そのうち八割くらいが過去の利払いに充てられてゐる。それは戦争の累積公債の償却などの問題があるものから、さうなるわけですが、わが国の場合は、戦争中の公債はほとんど償却されたやうなかつたやうになつておりますので事情が違ふ。そういうやうな幾多の議論がありまして、現在定説的になつております建設公債の原則と、それから市中消化の原則と、こういうやうな二つの歯どめといひますか、そういう原則で公債を運営していく。

地方債の場合には、地方債は、明らかに国家の借金とは性格が違つてまいりますが、かりに人口急増のやうな都市の場合、非常に財政需要が大きいわけでございますが、同時に、地方財政見合いの借金をやつて投資をやつた場合に、回り回つて、後代の財源というのはいささか培養できるというふうな、地方の個々の団体の財政力に依拠する地方債の依存度というのはいささか変わってくるのではないかと。ただいま財政局長からもお話がありましたが、経験的に見まして、本年の一般会計、普通会計で八%、国の場合一七%になつておりますが、その程度のものでは絶対値としてもあまり大きな負担にはなつていない。それから将来の負担も、かりに、交付税を一五%ぐらゐの伸びで何年間か計算をしてみまして、そのうちに占める公債費の割合、あるいは地方債の残高、借り入れ金も含めた残高の割合などを見ますと、ほとんど一%前後の数字が出てまいりますが、そういうやうな定説的なものはございませぬけれども、国の財政につきまして、いろいろ議論されてゐる説を援用いたしまして、われわれのほうも、どの程度まで負担がいくであらうか。絶対値的にはなかなか結論が出てまいりませんが、少なくとも四十七年度の措置に関する限り全く心配は要らないというやうに確信しております。

○和田(一)委員 お二人の御答弁を聞きまして、確かに、どこまでという線は出てこないやうですけれども、四十七年度は何とかだいいやうぶだ、これはある程度の目安が必要だろう、そういう印象を私受けましたのですが、政務次官、そういう面についての政府としての考えはどうですか。ボーダーラインと言つてはおかしいけれども、そういう線を一本引くか。そういうことを研究するか。そういうことです。

○小山政府委員 もちろん十分検討しなければならぬ課題でございますが、現状におきまして地方の公債費の割合は、国の公債費の依存度から見ますれば、きわめて軽微でございます。現状におきまして、程度であれば、私は、地方財政にとつて、大きな問題点になる程度の金額ではないやうに理解いたします。

○和田(一)委員 ですから、それはわかるのですけれども、とにかく一五%まで達しておる地方公共団体が現実にあるのですよ。全国平均すると八%だなんてのんきなことを言つておられるけれども、しかも、それは大都市です。そこまで行つておるところがあるのだから、ある程度の線を引く必要があるんじゃないかと質問申し上げましたら、鎌田さんは、それはもうきつちとはできないけれども、ある程度は必要だろうという御答弁があつたわけですよ。財政局長も、大蔵省の方も、大体そういうニュアンスのお答えをしていらつしやるのだから、それでは、政務次官として、政府の立場で、その点どうそれを研究しようとか、そういう将来のために對してお考えがあるかということをお聞きしておるのです。

○小山政府委員 御承知のとおり、歳入全体に占めます地方債のパーセンテージは、現在八%でございます。

○和田(一)委員 これから八%になるのではありません。現在はまだもっと低いのです。これからですよ。

○小山政府委員 今回の予算の地方における公債の依存度でございます。国の予算におきます國債のウェイトは一七%でございます。したがつて、将来の問題としては、十分検討しなければならぬやうですが、現状における程度でありますれば、地方

財政にそう大きな混乱を招くというような数字ではないように、私も考えておるわけでございます。

○和田(一)委員　ここであまり議論していてもしょうがありませんが、先ほど財政局長から、一年間の歳出に対しての公債費の割合が大体一〇%から一五%ぐらいなら、という御答弁があったのですけれども、現実は一五%に達しているところがあるわけですよ。全体から見るとないかもわからないが……。

○鎌田政府委員　私、ここに若干資料を持ってまわっておるわけでございますが、四十五年度の決算で、歳出全体に対するウェイトでございますが、これが一〇%をこえる市町村というものが若干ございます。これらにつきましては、私どものほうで、それぞれの市町村での公債費の内容について公債を発行したものであることなるわけでございまして、それは、公債費以外のものについて公債を加えても、そういったものにつきましても精査を加えても、公債費の累増というものが当該市町村の財政運営に支障を及ぼすことのないように、これは個別的な指導をいたしたい。それから、政務次官がさつき申しておりましたのは、そういうことについての研究も将来の方向としてやりたい。こういうことでございまして。

○和田(一)委員　では次に移ります。

本年は、その地方債等々、いろいろなものを含めて、大体一兆七千億くらいになるそうですね。いわゆる地方債というものが消化される見通しはどうでしょうか。大体どのくらいが政府資金で、何%ぐらいが市中で消化されるようになるか。

○鎌田政府委員　一兆七千億の中で、いわゆる普通会計債と申しますものは、先ほど御指摘になりましたように、九千億余り、九千三百七十九億でございますが、それ以外のものは、いわゆる公営企業債、上水道でございますとか、下水道でございますとか、あるいは地下鉄でございますとか、病院でございますとか、こういったものでござい

ます。それで、ただいま私どもの目安といたしましては、地方債の――前後いたしました恐縮でございますが、資金の内訳といたしましては、政府資金が九千六百億でございます。それからあと、市場公募でございますとか、あるいは縁故資金でございますとか、あるいは縁故募集でございますとか、そういうものに分類されるわけでござい

ますが、全体的に御案内のとおり、たとえば市場公募債――大都市が発行いたしておりますが、これは四月発行分から〇・三三三%利率を下げますし、縁故資金につきましても、現在、四十六年の当初は七分五厘でございましたけれども、これがおそらく七分一厘から三厘くらいまで低下するのではないだろうか。そういうことを考え合わせますと、資金全体のコストが、四十六年に比較いたしますと、〇・一%程度は安くなる。こういうことがございまして、それから、御案内のとおり、非常に資金のたぶつきがございまして、地方債の消化、あるいは地方債の資金コスト、こういった面におきましては、もう少し心配の必要がないというふうな判断をいたしておるところでございます。

○和田(一)委員　そうしますと、これはまるっきり安心していらつしやるわけなんですけれども、一般企業以外の、いわゆる公営企業等を入れて、一兆七千億ですね。この何十%くらいに当たるのが市場公募、いわゆる市中消化になりますか。

○鎌田政府委員　一兆七千億の中で、市場公募に回ります分、市場公募債が八百億でございます。それから、公営企業金融公庫資金が千四百九十億でございます。それから、共済組合等の資金が百五十八億でございます。残りの五千二百三十億と申しますのが銀行等の縁故資金に相当しております。全体の公募資金が七千六百七十八億でございます。その約一割が市場公募資金、それから七割が銀行等縁故資金、こういうことに相なろうかと思ひます。

○和田(一)委員　いろいろこまかい数字で私もつかみにくいのですが、大体四〇%から四五%くらいじゃないかと思うのですが、その辺どうでしょうか。全体一兆七千億の中で……。

○鎌田政府委員　一兆七千二百七十八億をもとに置きますと、おっしゃいますような率になると思ひます。銀行等の縁故債は、おっしゃるような率になると思ひます。

○和田(一)委員　いま案外資金はだぶつておりますが、しかし、いままで御答弁があったように、これから必ず景気が回復するというお見通しの上にいろいろな財政措置がされていくわけですね。景気が回復していったら、これはどうなんでしょうね。相当あちこちの金がたぶつきがなくなつてしまふことになる。消化できるかという問題はどうか。

○鎌田政府委員　当面の消化状況につきましては、そういうことで、私も全然心配がないと言つてもいいくらいの感じを持っておるわけでございまして、おっしゃいますように、ある程度景気が回復過程に転じてまいりますと、民間の資金需要というものがふえてまいりますし、それとの競合というものが生じてまいらうかと思ひます。ただ、従来からの地方債の消化の実績をみますと、ことし、ここで申し上げておりますような五千億から六千億程度の消化というものは大体支障なくできるのではないだろうかというふうに考えております。

○和田(一)委員　時間がありませんのでこれ以上言いませんが、その問題については、これからひとつ十分に配慮の上お願ひしたいと思ひます。次に、超過負担のことについてお聞きしますけれども、超過負担は、今年度から調査をされるというお話しでありましたけれども、その点について……。

○鎌田政府委員　超過負担の解消につきましては、過去におきまして、四十三年、四十四年に調査を行ないました。その結果に基づきまして、四十六年度までの間に、大ざっぱに申し上げて千三百億程度の超過負担の解消となつたわけでござい

ます。ところが、この超過負担の存在というものはやはりなくならないということでございまして、全国知事会等におかれましての調査の結果として、都道府県分だけでも六百億余りの超過負担がある。こういうことでございまして、財政が困難なおりからでございますだけに、超過負担の存在というものはやはり放置することはできないというふうにも私も判断をいたしております。大蔵省その他関係各省と調査をいたしまして、共同の目で、超過負担を――御案内のとおり、単価差あるいは対象差、あるいは数量差、大体この三つに分類いたしておるわけでございますが、これを、超過負担の多いとせられる文教施設でございますとか、あるいは公営住宅でございますとか、あるいは保育所でございますとか、こういったものにつきまして超過負担の調査を行ないました。その結果に基づいて解消のための措置を講ずるといふ話し合いになっておるわけでございまして。

○和田(一)委員　超過負担というものがなぜできるかという原因ですね。いまの御答弁で大体わかりましたけれども、加藤さん、どうでしょうね。どういうわけで超過負担ができるかという原因をひとつ究明におしやつていただきたい。

○加藤説明員　私もかなり前から公営住宅の予算を長くやつておりまして、かりに公営住宅で申しますと、一つは、国の予算が、標準的な様式で、標準的な単価の算定で予算を組むわけでございまして、予算ができましたあとで、事業官庁のほうに、公営住宅で申しますと、御存じのように種類が甲地、乙地、丙地というふうに分かれております。北海道の場合は寒冷地地帯で、それから、都市周辺で砂利や何かの原資材が入らぬところは少し単価が低くなるというふうなことでやるわけでございまして、一つは、そういう標準的な仕様書で、標準的な単価で算定するという問題がある。

その次は、保育所などで非常に問題になつておるわけでございまして、予算時に、かりに一〇〇なら一〇〇の数量をセツトいたします。ところがどうしても一五〇やりたいということになりますと、金は動かないけれども数量の面で動いていく

というような問題があるようです。

それから、その次には、下水道などに例がござい
ますが、最末端の管などは、公共団体がその利
用者との間で話し合ってつけていく。補助対象に
なっているのは、直径何ミリ以上の管にしておく
というようなことをやらざるを得ないような、そ
ういう対象の差で出てくる。

それから、団体によりましては、たとえば公営住宅の場合で申しますと、非常にこまかくなりませんが、軒先を何寸出すという場合に、こっちは雨が降り込むからここを少し出したいたと、そういうふうな、わかれわれのほうから言いますと、標準設計よりもオーバの分をやるというふうな県も出てくる。かつては、公営住宅にはふるはついておりませんでした、そういうふるもつけようという地方団体の御意向もあって、まあ、つけられるところもある。そうすると、どうしてもそういうものははずれてくる。

そういうように、先ほど財政局長が言われました対象差、数量差あるいは単価差という以外に、地方の御要望で、事業官庁と国庫当局との間でこういう計画でいこうというのを、オーバーにやらざるを得ない事情がどうしても出てくるという場合もいろいろあるわけでございます。こういうようないろいろな要素がかみ合つて出てまいります。特に、人件費の場合、設置費系統の場合はさらに

また問題がむずかしくなつてまいりまして、国のほうの予算単価というのは、ある一定の公務員ベースで、何等級何号というあたりのところで単価を設定いたしますが、人件費は、定期昇給もしていくわけでありまして、長年の間にはその間にギャップがどうしても出てくるというようなところで、時がたつとどうしても問題が出てくる。これは補助事業制度全般のあり方の問題もございまして、そういうような迂遠なことを言つておつても当面間に合わないのので、四十七年度予算でございますが、公立文教施設、保育所、公園というような項目につきまして総額事業費ベースで三百六十二億、国費で百六十六億ほどのものを、いわゆる

る超過負担解消をすでにやっております。

さらに、別途、自治省とわれわれのほうで四十七年度に、四十二年、三年と二年について調査をやったわけでございますが、いまその調査要領を作成中でございまして、実態を調査の上、できるだけ四十八年度予算に間に合うように実態を把握しようというふうに考えて、すでに、どういうものをどうやって調査をするかという議論を両省でやりつつあります。

○和田(一)委員　そういう超過負担の議論は、いままでもたくさんあったわけですがけれども、何か、あとからもそもそついで歩くような形に私たちには見えるのです。確かに、いまおっしゃった人件費の問題でも、家をつくるのだったら、いろいろな店から仕入れをしてきたり、いろいろなところで単価も変わってきますからなかなか計算しにくいけれども、これは人件費ですから一個人の間です。それから、すぐ計算できると思うのです。たとえば保健所の補助職員の場合なんか、保健所の補助職員としての全国平均が一年間百二十五万ぐらいですか。ところが、それに対する国のほうは百二万しか見ていないということで、何というか、簡単な計算もできないような気が私はするのですけれども、この追いつくのはどんなものでしょうか。その点がどうもわからないのですが、これはひとつ鎌田さんから答えてもらいましょう。

○鐵田政府委員 この人件費の超過負担の問題につきましては、先ほど加藤主計官のほうからも御説明がありましたけれども、国家公務員の何等級何号というところで単価を置いておられるということのようでございます。その何等級何号というところにびつたり合った人間がそこに張りついておればいいわけですけれども、具体的には、それよりも高い人がついておる。あるいはまた、國のほうの予算をつけられる際に、低い、初任給に毛のはえた程度のところで算定をされる。こういうこともあるのだらうと思います。その辺のところは、私どものほうでも、一応これがどこまでフォローできますか、調査をいたしまして、その結果

というものによって処置をしてまいりたいというふうを考える次第でございます。

○和田(一)委員 超過負担の問題は、これは各都道府県または市町村の単独事業をがっちり圧迫しておるわけですね。

それでは、昭和四十五年度の決算は大体まとまったでしょう。昭和四十五年度の決算の中で、一体超過負担はどれくらいあったかわかりませんか。

○**鐵道政府委員** この決算統計では、超過負担というものの調査をいたしておりませんので、いまここでどれだけ超過負担があるということはちょっと申し上げかねます。

○和田(一)委員 森岡さん、これはわかりませんか。四十五年度でなくともいいから、とにかく、一年間にどれくらいの上過負担があるかということはいままでわかっておるわけでしょう。これは調査して追いついたら、また二、三年たつてしまう

のです。そしてまたベースアップがあるのですよ。物価の値上がりがあるのですよ。また財政需要が變わってきているのですよね。一体どれくらい単独事業を圧迫しておるかということ、これは国の責任ですよ。

○鎌田政府委員 先ほど申しましたように、一口に超過負担と申しましても、しきいに分析をしてみまいますと、もともと超過負担とは何ぞやとい

う基本の議論になるわけでありませうけれども、いま現実にはそれぞれの団体が執行しておるものと国庫補助負担金との差額というものがすべて超過負担と一がいにはきめつけられないわけでございます。そして、そこいらのところは、私どもが今年大蔵蔵あるいは関係各省と共同の目で調査をして、と申し上げておりますのは、そういうことがあるからでございます。

ちなみに、四十二年と四十三年に、過去に実態調査をやったわけですが、そのときは、四十二年と四十三年度で、調査対象を、保育所あるいは保健所、小中学校といったものを十一項目で限定してみたわけですが、六百四十一

億というものが、そのときの共同の調査で、超過負担ということに出ております。

それから、全国知事会が昨年の秋に調査の結果を発表されましたのは、四十五年度について、都道府県におきまして二千六十九億のものが、これは都道府県、市町村を通じてでございますが、あるということが言われております。ただ、これは、市町村のほうは抽出推計でやりになっておられるようでありますが、府県のほうは悉皆調査をおやりになられたようであります、その辺のところの誤差があるかと思いますが、一つの見当としてはそういうことがあるかと思うのです。

○和田(一)委員 いま超過負担とは何ぞやということになるとおっしゃいましたけれども、たとえば、加藤さんでしたか、公共住宅をつくる、ふろは国のほうの計画ではついていない、ところが、市町村のほうではふろをおつけになる、ということ

とを言われたが、とにかく、人間が住むには、ふろは入らなければならぬのですよ。しかし、公営住宅の建つようなところにふる屋はないのですよ。

○加藤説明員 私が生上げましたのは、いまから十何年前の話でして、いまはそういうことはな
いと思いますので、ちよつと訂正させていただきます。

○和田(一)委員　そのところをはっきりさせてくださいよ。いまふろはついているのか、ついていないのか。ちよつと聞いてくれませんか。これは問題ですよ。十年前の答えをされたんじや、こつちもたまつたものじゃない。ちよつとその間待っています。

○山口(總)委員　ちよつと関連して。

いま和田委員が御指摘になりましたが、昭和四

ということが必要じゃないかと私は思うのですよ。それは、かつて、自治省と大蔵省が一緒にになりまして調査をいたしたことも承知しておりますし、また、本年度自治省と大蔵省とが共同調査をしようということも聞いておるわけでありまして、けれども、毎年度地方財政白書をせつかくおつくりになるわけでありまして、超過負担とは何ぞやというふうなことを、大蔵省の加藤さんが言うのならわかりませんが、しかし、自治省が超過負担とは何ぞやというふうなことを言われることは、私は、ちょっと遺憾じゃないかと思うのです。これは、地方財政白書の一つの重要な柱として、超過負担については、年々、地方財政白書でその状況を天下に公表する、国会にも報告をしていただく。そういう気持ちがあつてもしかるべきじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○鎌田政府委員 先ほどからお答え申し上げておりますように、ことし、関係各省で共同の目で調査をいたしました。ある程度この調査の結果が浮かび上がつてまいらうと思ひます。ただ、これは、御案内のとおり、時間と金の制約がございますので、全部くまなくやるということにはちよつと相なりかねるかと思ひます。四十八年度の予算要求に間に合うようにやるということになりますと、あと四カ月程度しかないわけでございますので、そういう実態調査の経過も踏まえながら、いま御提案になりました点につきましては検討させていただきますと思ひます。

○山口(鶴)委員 ですから、悉皆調査でちつとした調査を毎年毎年やるということは困難かもしれませんが、少なくとも、地方財政白書をおつくりになるときには、その当該年度で知り得る範囲の超過負担については、およそそういう状況にあるということ、ある程度の傾向として必ず入れる。そういう項目をある程度文章としてお書きになる。そういうことをお願いしておきたいと思ひます。何年かに一ぺん、きちんとしたものやれば、その際、そういうもので正確な姿はあらわしていただけると思うのですが、そういった調

査をしない年であつても、その年のおおよその傾向をおわりの範囲で書いていただくということをお願いしておきたい。

○鎌田政府委員 地方財政白書と申しますのは、これは地方財政に関する私ども唯一最高の客観的な資料だということに考えておりますので、ある程度自信を持った数字というものを私どもといたしましては掲げた義務があるというふうに考えておりますので、その辺のところを一つ含めまして、検討課題とさせていただきますと思ひます。

○和田(一)委員 それじゃ、ふろの問題はわかつたら教えてください。

これは、大臣がおいでになったときも、この問題についてはお聞きしますが、いま山口先生からも関連質問があつたとおり、やはり、実際に即した補助対象でなくちやまずいと思ひますね。それが五、六年も前のことで、しかも、加藤さんの御答弁では、地方公共団体でこのふろにぐつと範囲を広げておつくりになる。いわばちよつとせいたく過ぎるという、そういう意味じゃないかと思ひます。うんですが、そうでもないと思ひます。現実的に即してつくつていられるんですよ。たとえば体育館をつくる、普通の安いどんちようよりもずつといふんですよ。そういうところのせいたくはあるかもわかりませんが、しかし、一般的に考えれば、大体普通のもののしかつくつていない。ただ、あまりにも安過ぎるんですよ。補助対象が小さ過ぎるんですよ。単価が安過ぎて、べらぼうに安いんですよ。その点は、これから大臣がおいでになつたらお聞きしますけれども、この問題はさらに毎回取り上げていきたいと思ひます。

次に、自治体病院の財政面の現況をちよつと説明していただきたいと思ひます。

○森岡政府委員 最近の最も新しい数字は、四十五年年度の決算の状況でございます。公立病院全体で、総収益と総費用を比較してみますと、総収益が二千八百十九億円、総費用が二千九百三十一億円、収益対費用の比率が九六・二％で、収支均衡

点を下回つております。しかも、これは、他会計からの繰り入れ、主として一般会計からの繰り入れであります。二百九十一億円を収益に入れたらでございまして、これをはずしました病院収入と病院費用ということになります。さらに八〇％台に落ちるといふことになってございまして、その結果、全体の事業が七百十六事業でございまして、けれども、そのうちの六一・二％、四百三十八事業が単年度欠損金を出しております。さらに累積欠損金を出しております事業は、全体の事業数の六五・六％の四百七十事業でございまして、累積欠損金は三百六十二億円ということ、前年度よりも百十二億さらにふえております。公営企業の中で、交通に次いで病院事業が非常に業績が悪化しておりますといふことになってございまして。

○和田(一)委員 今度は政務次官にお聞きしたいのですが、ここ数年、公立自治体病院がちよつとよくなつていないのです。いま御答弁があつたように、ずっと下り坂なんです。ここでもうかるということはちよつと無理かもわかりませんが、けれども、とにかく、病院です。人の命を預かるところなんです。しかも、公立病院ですから、一般庶民が一番安くて、さらに信頼を寄せて行ける場所です。それがどんどん悪化している。交通事業と同じです。政府は、これはどの辺でストップされるおつもりですか。このままずっと放置されておくれませんか。

○森岡政府委員 政務次官がお答えになります前に、事務的なことだけちよつと申し上げます。○和田(一)委員 政務次官に先に答えてもらつてくだされ。事務的なことはわかりましたから、けつこうです。

○小山政府委員 公立病院の赤字につきまして、私どもでも、実は、赤字幅が非常に大きいので、かねがね心配をいたしておるわけでございます。これの要因と申しますか、よつて来た原因はいろいろあると思ひます。たとえば人件費が非常にかさんできたとか、あるいは医療費の高騰

とか、あるいは病院の規模であるとか、それから位置の問題でありますとか、医師の確保が非常にむずかしい問題であるとか、いろいろ経営上の面からまいります面もございまして、根本的に問題になるのは、やはり、何と申しまして、医療費の問題だろつというふうに考えております。この問題につきましても、政府でも、健康保険の赤字をどうするかというふうな問題と関連して、医師の診療費の問題をいまいろいろと心配しておるわけでございます。私どもは、これらの問題を総合的に解決することによつて、公立病院の赤字というものがある程度解消されてくるのではなからうかというふうに考えまして、それらを総合して、いまいろいろと対策を検討いたしておるものでございまして。

○和田(一)委員 どういう対策をいま検討されていらつしやるのですか。総合的に、とおつしやいましたけれども、具体的に、どういふふうな手段で、どういふものを、いつごろ、どうやられていくか。政務次官、答えてください。

○小山政府委員 具体的に、と申しますと、何と申しましても、やはり医師の確保をはかつていくという問題がございまして、御承知のとおり、地方医科大学の設立というふうな恒久的な課題に向かつて取り組んでもおります。それから、公立病院全体の経営の合理化に対しても、ある程度徹しなければならぬ。一つは、何と申しましても、赤字の最大の要因というのは、診療費の問題でございます。これは、単に病院の自己努力というわけにもまいりませんので、そうした方面の施策と相まつて解決をしなければならぬように私ども考えておるわけでございます。

いづれにいたしましても、いつどういふ方法でこの赤字を解消できるかという、率直明快な御答弁を申し上げるわけにはまいりませんが、ただいま申し上げましたとおり、診療費の改善と、病院経営の合理化につとめまして、できるだけ赤字を解消する。こういう方法でまいりたいと思ひます。

○和田(一)委員 これはどうも、現内閣じゃだめ

なようですね。毎回毎回、このことは、抜本改正だとか何とかおっしゃって、いまも、政務次官です。それから、私申しわけないと思っておりますけれども、そういう御答弁で、さらに公立病院はほとんど下り坂になっていく。これはやはり森岡さんのほうから事務的な救済措置をお聞きするよりしようがないから、答えてください。

○森岡政府委員 先ほども申し上げましたように、公立病院の経営の悪化の原因は、政務次官から御指摘がございましたように、いろいろな事情がございまして、それぞれに応じて総合的な対策を考えてまいらなければならぬと思っております。

まず、第一に、病院の建設費でございますが、建設費のうち、現在、地方財政計画では、御承知のように、二分の一程度を一般会計の負担ということで繰り入れ措置を講ずる。そのための所要の財源措置を講ずるという措置をとっておるわけでございまして、それで十分かどうか。やはり、公立病院は一般の民間的な病院と違っていて、医療の内容も高度でございまして、また、必ずしも利益をあげるということだけを追求するわけにもいきませんので、どうしても医療内容がかさむということになりまして、医療費がかさむというようにもなります。そこで、建設費の一般会計負担というものをいまいしく前向きに合理化していく必要があるのではないか。これが第一点だと思っております。

それから、第二に、僻地にございまして公立病院。しかもそれがかなり小規模なものでございまして、これの赤字が総体的にも大きいということとでございまして、そこで、僻地の病院に対する財政措置。これもやはり一般会計の負担というものを相当程度考えてまいることとで検討を進めなければならぬと思っております。

それから、同種の問題といたしまして、救急医療。これも公立病院のかなりな経費負担になっております。

さらに、結核でありますとか、精神関係の、一般の病院にはない部門。これらも公立病院の経営

をかなり困難にしております。

それらを、現段階でも、交付税で一定の措置を講じて一般会計負担をやっておりますけれども、建設改良費と合わせまして、もう少し一般会計の負担を前向きに進めさせようということ、それから政務次官の御指摘の、社会保険診療報酬の合理化が本年二月から一応行なわれましたけれども、いま一歩やっても足りないものだというふうに出ております。

○和田（一）委員 ついでですから、交通事業についてのそういう考え方も伺いたい。いまの病院については、一般会計の負担というものは、これは一つ大きな問題があるにはありますけれども、それじゃ、一般会計のそれだけの持ち出しに対して何があるかということになるわけですが、それはそれとして、交通体系のほうは一体どういうふうになれるか。値上げですけれども、値上げだけで押されるつもりかどうか。

○小山政府委員 公営企業ばかりではございせん。そうした一連の赤字対策というものを、これを独立採算制のもとに公営企業というものを置くことが妥当な処置かどうかということ。いずれにしても、公共性を多分に持った企業でありますから、病院会計といわず、交通会計といわず、いずれもこれを独立採算という制度のもとに運営するということに、私は、ある程度の無理があるのではなからうかというふうに理解いたします。

しかしながら、公営企業である限りにおいては、目標としては、やはり大きく独立採算というふうな目標に向かって、経営の合理化に徹しなければならぬと考えております。しかし、今日までの実情を見ます場合に、公営企業に対しては、やはり、一般会計から、補助ないしその他の方法で相当資金的なめんどろを見ない場合においては、その経営が成り立たないというのが実情でございまして、したがって、公営企業をも含めまして、将来抜本的に検討を要するような時期に来ておるのはなからうか。かように私は考えております。

○和田（一）委員 もう時間がありませんので、あ

と一問聞きますけれども、都道府県と市町村との経費の分担の問題ですが、県立高校の建設等の負担金は市町村に転嫁させてはならないということ、はつきりわかりまして、そういう指導をしてもらっておりますけれども、市町村の区域内を通る県道の補修または舗装、すべてに対して負担金を取っている。これは実際どうだろうと思うのですが、そういうのがいいかどうかという問題なんです。市道は市道でやる、県道は県道でやるというふうにはなっているわけですが、市町村に對して、県道の補修だとかいうことで県等が負担金を取るという考え方は、考え方としてはどうなんでしょうか。

○森岡政府委員 だんだんと、県と市町村との間の経費の負担関係の秩序を確立するというのが進んでまいっていると思っております。以前は、公共事業の県工事について、地元市町村に負担を求めておったという事例がございまして、政府の指導により注意喚起によりまして、ほとんど公共事業についてはなくなってきたと思っております。

いまの御指摘のものは、おそらく、県が単独でやります舗装関係の仕事について、一定の負担を求めようというのがあると思っております。ただ、舗装につきましては、受益の關係が、舗装道路と砂利道とは格段の相違がありますし、また、住家の連綿しておるところから優先的に舗装するということになるわけでございますから、県と市町村とで、若干市町村に負担を求めてたくさん舗装したいというふうなことにどうしてもなっていないとおもいます。一がいには、県単事業の舗装について地元負担を求めるのはいけないということではないのかというふうなことを考えております。

○和田（一）委員 これにはいろいろな解釈や考え方があると思っております。財源の割合、または税源の割合も、県と市町村とウエイトがはっきり分かれております。ところが、都道府県のほうで、何でもかんでも下から取るのが多いのです。ね。そして、県の補助金というのはほんとうに

くわすかなのが多いのです。ですから、一番生活に関連する市町村道の整備がおくれるのはそこら辺にあるのじゃないかと思う。地方財政法を見ますと、決してそういうことをしては悪いとは思っていない。書いてあるのは県立高校の負担金のことだけですよ。そういったことももう少し実態を調べてみて、やはりこの辺をもう少しきちっと明確にすべきじゃないか。こうも思うのですが、この辺はどうでしょうか。

○森岡政府委員 県道と市町村道の区分も、もちろん明確に管理責任が分かれておるのでございまして、けれども、時代の進行に伴いまして、市町村道でも、幹線的なものはだんだん県道に移管されてまいります。そういうふうな道路相互間の移動もあるわけでございまして、相当交通量のある県道について、かつ地元の受益が多いものについて、ある程度の負担を求め、かつ舗装の範囲を広げる、舗装量を広げるというふうな形をとることは、先ほど申しましたように、私ももととしては、一がいにこれを否定する、批判するということはないのではないかと考えております。将来の問題としては、御指摘のように県道、市町村道それぞれ経費の責任をきちっと分けまして、負担を明確にするということが望ましいと思っておりますけれども、現段階ではやむを得ない状況ではないか。かように思います。

○和田（一）委員 これで終わりますけれども、大臣がおいでになりましたときに、先ほど保留をいたしました超過負担の問題と、いま政務次官から御答弁いただきましたけれども、公立病院といわゆる公営企業の問題について、大臣からまたお答えいただきたいと思います。

それだけ保留しておきまして、私の質問を終わります。

○加藤説明員 先ほどの私に対する御質問でございしますが、どうも申しわけございません。四十六年は、一種の中國というコンクリートのものでございまして、四十七年までございまして、本年二平米上がりまして四十九平米。ふらは

もちろんつくことになっております。単価も、内地の場合、前年一戸百六十二万六千円でございましたが、約七%アップいたしまして、百七十三万四千円というふうになっております。

○和田(一)委員 はい、わかりました。ふろがついて安心しました。

○大野委員長 次回は、明後六日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

昭和四十七年四月十七日印刷

昭和四十七年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H